

第7日目(12月20日)

議長(松原良道君) 延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。

議長 これから本日の会議を開きます。

なお、井口助役より公務出張のため、午後3時から早退の届出が出ております。これを許します。

(午前11時10分)

議長 本日の日程は一般質問とします。一般質問を続行いたします。

質問順位11番、議席番号4番・高橋郁夫君。

高橋郁夫君 皆様おはようございます。私はこの度の選挙で初めて当選させていただき、今この場に立っておるわけですが、今後は市民の幸せを一番に考え、議員として一生懸命努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

ただいまより、通告書の順序にしたがいまして、一般質問させていただきます。

1 観光産業の振興について

まず、質問事項の1番といたしまして、観光産業の振興についてお伺いいたします。10月1日にスタートした私たちの新生南魚沼市は、既に全国ブランドとなっている魚沼コシヒカリをはじめ、全国でも有数のスキー場、また豊かな自然を有しております。関東圏4,500万人の巨大市場を関越自動車道、国道17号線、上越新幹線の大動脈を活用し、名実共に関東の玄関口として確立していかなければいけません。新市は大胆な政策の展開により無駄な歳出を見直し、新たな視点での観光産業の再生と振興により、新市発展の起爆剤として交流人口の定着を図っていく必要があると考えます。

観光産業の現状といたしましては、平成5年度には市全体の観光客数は490万人。しかし、去年16年度には318万人と35パーセント減ってきております。殊にスキー場に関しましては、平成5年度には315万人でしたが、平成16年度には130万人と58パーセントの減少ということになりました。現在は四季観光を推進し、グリーンツーリズムの推進をはじめ、学生のスポーツ合宿などいろいろな政策を各観光事業者は関係機関の協力のもと、推進してまいりましたが、未だに回復の兆しが見えません。

市長はこの度の懇談会の席で、税金の滞納者が大変多くて困っていると言っておられました。私は市の発展に欠かせない観光産業の低迷こそが、その最大の原因かと考えます。半減したとはいえ、16年度の入り込み数は318万人を越し、観光消費経済効果は未だ500億円と、未だに市の産業のなかでは中心的な産業であると考えます。市の経済発展、税の増収の面からいたしましても、今こそ観光産業に対する支援の強化が望まれております。

そこでまず1点目といたしまして、観光ルートの確立と整備についてお伺いいたします。市長は懇談会の席で、新市には多くの素晴らしい観光資源がある。その資源を活用して、観光の発展また交流人口の増加をぜひ図っていききたい。そのようにおっしゃいました。私もそれについては同感でございます。新市となりさらに観光資源も多くなった今、今後はその資

源となる場所、それぞれを結ぶ観光交通ルートを確立し、観光のしやすさをアピールすることで、それぞれの観光資源を生かし、観光の発展を推進すべきであると思います。またその整備につきましては、せっかくの観光資源があっても、観光バスのための道路や駐車場、またトイレのない施設もあります。ぜひ施設の整備もあわせて進めていく必要があると考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

2点目といたしまして、観光、地場産業の振興と情報拠点。また市民の憩いの場となるように、今泉博物館の整備、推進についてお伺いいたします。以前には当施設も温泉施設を含む道の駅とする構想をもとに、温泉の試掘調査も行われたなかで温泉が出ることが確認されながら、残念ながら実行に移すことができませんでした。しかし今、新市となりスタートしたことで、あらためて道の駅、また川の駅などのいろいろの構想が、地域の方から多くあがっております。関東の玄関口としての位置からいたしましても、観光ルートの拠点として、また市民の憩いの場となるような再開発が望まれております。未来の発展した南魚沼市を確立するうえでも必要かと思いますが、お伺いいたします。

## 2 児童の安全と青少年育成について

質問事項の2番目といたしまして、児童の安全と青少年育成についてお伺いいたします。最近、広島と栃木県において1年生の児童に対する誘拐事件がテレビなどで放映されました。しかし、わが市だけがその例外ではありません。私の住んでいる石打地区では、4月には不幸にも児童が川に流され、尊い命が奪われました。このような犠牲者を出さないためにも、市として万全を期さなければいけないと考えます。市長も所信表明のなかで、市民が生涯を安心して過ごすことができる市政の実現のために全力を尽くす、とおっしゃっておりました。そこで1点目といたしまして、通学路の安全、再確認についてお伺いいたします。昨日の中沢一博さんからも同じような質問がございましたが、再度お伺いいたしますが、本日は事故に対する質問をいたします。

消雪のきかない道路は機械除雪を今、行っているわけですが、真冬になりますと両側が雪の壁になり、車が来ても子供たちは逃げ場もなく、また昨日みたいに雪が吹雪いているときは、車で走っていてもどこを走っているかわからない。そういった状況のなか子供たちは歩いております。また国道でもせっかく歩道がありながら、通学の朝の早い時間には除雪されていない日もあり、子供たちが恐る恐る国道を通学している姿も見受けられます。また街灯も少なく、夜になると真っ暗なところも多く見られます。

昨日教育長の答弁では、通学路の危険箇所は既に各学校に依頼し、回答を得ているとおっしゃいました。当然市長にも報告が伝えられておりますが、市としてその改善を早急に行うのか。またいつまでにそのいろいろな対策について終了したいと思っている考えがあるのか。市長にお伺いいたします。

2点目といたしまして、青少年育成と四季観光を視野に入れたスポーツ施設の充実と整備についてお伺いいたします。南魚沼市は6万3,000人の市民を抱える新市となりましたが、スポーツ施設が大変不足しております。現在、中学・高校では、本格的な練習や試合のでき

る施設がないため、バスをチャーターして他の市へ練習や試合に出かけているのが現状です。スポーツは青少年育成、市民の健康を守るうえでも非常に重要でございます。また大会、学生の合宿など、観光の発展にもぜひ必要であると考えます。市政懇談会の資料のなかでも、生涯を通じて楽しむスポーツの推進、生涯スポーツ施設の整備推進と謳ってありました。ぜひある程度の大会が行われる公認陸上グラウンド、また公認野球場などの整備推進を進めるべきであると考えますが、市長の考えをお伺いいたします。以上ですがよろしくお願い申し上げます。

市長 高橋議員にお答えいたします。新たに市議員にご当選なされたわけありますので、どうか任期の4年間、一生懸命頑張ってください、一緒に新しい市づくりにご協力いただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 1 観光産業の振興について

観光産業の振興についてということであります。観光ルートの確立と整備について。今、おっしゃっていただいたように、今、スキー観光はやや右肩下がり、ややどころではないかもわかりませんが、右肩下がりであります。そういうことのなかで、市全体としてこの観光産業をどうとらえるかということであります。塩沢地域の市政懇談会でも申し上げましたが、旧南魚沼市ですね、六日町・大和町の合併時、このときでも観光客、観光産業というのは非常に重要な位置を占めておりましたが、塩沢町を合併したことによりまして、飛躍的にまた地位が上がったといえますか、スキー観光に特化した部分もありますけれどもやはり大変大きなウエートを占める産業だと。市のなかでも本当に特筆すべきそういう産業になってきていることは、自分でも実感をしております。

そういうなかでこれからの考え方でありまして、やはりスキー観光だけに頼っては行かない、これはもう今の社会情勢、動向等を見れば、そういうことだと思っております。ただ、スキー観光も重要な柱であります。今おっしゃっていただいたように、相当数の皆さん方からおいでいただいているわけでありまして。何か新しい部分をこのスキー観光のなかにも取り込めればという気はいたしておりますが、まだ具体的にどうだということは出ておりません。

そこで今、日本全体も外国から観光客を呼び込もう、500万人を1,000万人にしようという、そういう国をあげての観光政策を推進をしているわけでありまして。私どもも今、外国の皆さん、特に東南アジア系でありますけれども、こちらの皆さん方をこの雪国に呼び込みたいと、そういう思いはございます。湯沢さんでは若干始まっておりますし、旧塩沢でもそれぞれ、これは東南アジアではありません。韓国ともありましたか、友好都市があったりお付き合いのある外国もあるわけでありまして。

今、広域連合の解散時に合わせまして、県が基金を2億円拠出しているわけでありまして。この基金の使い道を新たに考えれば、この2億円を県に返済しなくてもいいよという話が出ているわけでありまして。そこで湯沢さんと相談いたしまして、この基金運用で得た果実ですね、利息を外国の皆さん方をこの地域に呼び込む施策のソフトと言いますか、そういう部分

に充てていってはどうかと。今まではそういうことを特にこの基金のなかでは触れていなかったわけですが、新しい取組みとしてそういうことを。そういう部分も含めまして、日本国内だけでなくやはり外国からもこの地域に大勢訪れていただくような施策を考えていきたいということでもあります。

国内的には今おっしゃっていただいたとおりでありまして、交通体系の整備、進展によりまして、旅行者の動向が非常に広域化しているということでもあります。ニーズも当然でありますけども多様化している。そしてただ見る、ただ遊ぶという観光から、やはり体験をする、そして学ぶ、そういう部分が非常に高まっているということでもあります。そういう魅力を盛り込んだ多様な観光ルートをこれからきちんと作り上げたいと。今あるものを利用しながらであります。

一例といたしますと、平成18年、来年には南魚沼市内の寺宝めぐり。これは本来でありますと、本年 私のところで申しわけなかったんですけど 法音寺という寺がありますが、ここで30年に1回の宝物のご開帳が本来であれば今年あったわけであります。これをちょっと観光ルートに活用できないかというご提案申し上げたところ、来年にはそれを延ばして、それまでの間に市としてもそれぞれの法音寺だけでなく、いろいろ薬師寺もあります、雲洞庵もあります、そういう寺めぐりといいますか寺宝めぐり、これをひとつやってみようということで具体的に動いております。あとは併せて美術館めぐりとか、そういうことも視野に入れながら、そのルート、これはやはりきちんと確立をしていかなければならない、そういう思いでやっております。

トータルの考えますと、おっしゃっていただいたように、じゃあそれに対してトイレはどうだ、駐車場はどうだ、そしてその交通アクセスはどうだとかこういう問題も出てまいります。それらもトータルの考えながらやっていかなければなりません。ただその施設整備そのものはそうそう急に追いつくものではないということでもありますので、なんとか工夫をしながら、おいでいただいた皆さん方に不快な思いをさせたり、あるいは不便な思いをさせたりしないような方法をちょっと考えていきたい。おっしゃるとおりでありますので、これらはこの地域にある歴史、そして文化、芸術もあります、歌舞伎とかですね、そういうものもあります。

そしてこの資源はやはり自然であります。私どもの地域はこの自然が一番資源だというふうに考えております。これらをきちんと生かせる観光、施策そしてそのルートも、これはやはり湯沢さんとも協力していかなければなりません。そういうなかできちんと仕立てていきたいというふうに考えておりますので、具体的な検討はこれからでありますけれども、またいろいろお知恵を拝借できればと思っております。

今泉博物館の件でありますけれども、これは17号線沿いでありますし、施設はもう1級の建物であります。内容はどうかわかりませんが、内容はですねどういうふうに使えばいいのかという部分は別にいたしまして、建物そのものは申し分のないものだと思っております。この今泉博物館の活性化につきましては、旧塩沢時代からいろいろ議論されていたよ

うでありますし、今、高橋議員おっしゃったような活用もどうかというお話も伺っておりますが、根本的な対策はたてられずに今日に至っているという。合併を契機にして観光面からの利活用がどの程度可能か。これをやはりきちんと考えなければならない。今のままではもうじり貧でありますので、本当に宝の持ち腐れといえますか、そういうかたちになっていかなざるを得ないわけであります。

ただご指摘いただいたようにこの物件は寄付物件でありますので、やはり寄付をしていただいた方との協議が最低限必要でありまして、ご了解をいただきながら今のままの活用でない、本当にどうすれば生かせるのか。塩沢さん時代からの構想も伺っておりますので、それらも含めて十分検討させていただきたい。観光施設に位置づけられれば、これはもう最高だなという気はいたしておりますが、先ほど触れた相手のあることでもございますので、そこに限定ができるということではありませんけれども、あらゆる面でとにかく活用していきたいと、そういうふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

## 2 児童の安全と青少年育成について

2番の児童の安全と青少年育成、この問題であります。具体的な部分は教育長に答弁をさせますけれども、市として安全のための通学路等の整備。これらについてはまだ学校関係で通学路の点検をやって、その結果どこがどう危険でどうであったという報告は、教育長のところまではいつているのかもわかりませんが、まだ私のところまではあがってきておりません。それらを教育委員会と協議をしながら、一度に全部はなかなかできませんけれども、とにかく安全で安心をして通学できるというくらいのことはやっていかなければならない。非常に危険だけれどもすぐに着手ができないという部分については、代替道路だとか代替方法、手法を考えなきゃならんというふうに思っております。

2番の方のこれも教育長に答弁をさせますが、具体的な部分でこの野球場。公認といえますか、これについては新市建設計画に登載をされております。ですのでこれからは位置の選定そして規模、これらを含めながらできうれば18～19年度頃には、調査には入りたいという考え方です。まだ具体的に何年度ということは申し上げられませんが、これはやはり六高が甲子園に出場したことを契機に、やはり地区の大会あるいは県予選、できうればプロ野球ということでありましたけれどそこまではなかなかいきませんが、そういう施設がなければなかなかこの地域の野球に限って申し上げてすみませんけれどもレベルが上がっていかない、そういう大きな願いもありましてこれはやはりやっていこうと。野球連盟の皆さん方とも話はしておりますけれども、これから具体化をしていこうとということですので、よろしく願い申し上げます。その他のことにつきましては、教育長に答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

## 教 育 長 2 児童の安全と青少年育成について

高橋議員に補足の説明をさせていただきます。この12月としては極めてまれな大雪になりまして、各地で子供たちが登下校の最中、歩道が確保されていなかったり、狭い道、消雪パイプの水がたまっている道を歩いたりという状況が起きております。今、学校でそういう

状況についてもそれぞれの具体的な場所の確認をしておりますので、このあとまとめて市長に対応の要請をしたいというふうに考えております。

ご指摘にありましたように、私も今、久々にこの庁舎に朝通っていますが、高校の前の通りにつきましても、ちょうど今は工事中というふうなこともあったりいたしますが、歩道がない。車道も雪の壁で狭くなっている。消雪パイプの水が、ばちゃばちゃとちょうどシャーベットのようものがたまっている。車はスピードを落としますけれども、どうしても通る。車と雪の壁の隙間が極めて狭いと。こういうことでご指摘のとおり、危険な状況であるということは十分認識しております。市内に随所であるだろうと思いますが、具体的な箇所の確認を今はしております。

それから青少年の育成とスポーツ施設の充実整備の関係であります。公認の野球場。野球場につきましては、市長から今お話がありました。公認の陸上グラウンドにつきましても、この市の区域のなかにございませぬ。かつて、大和中学校のグラウンドが公認だったということもあったわけですが、維持費と効果との関連のなかで、今は公認が廃止されております。ほとんどの学校がこの陸上競技になりますと、隣の十日町市のグラウンドを使ってやっておるといふ状況であります。この私どもの市内にもあればいいなと、こういうふうには思っておりますが、この教育の分野でも他にもいろいろと整備を進めなければならないものが山積しておりますので、今それらの整理をしております。どこからどのような整備をしていくべきか、そのなかでこれについても考えてはいきたいとこんなふうに思っておるところであります。

なお今、指摘されました公認の陸上グラウンド、それから野球場、これについてはこの市内にはございませぬ。しかしスポーツのできる施設といひますか、下地といひますか、資源といひますか、これは豊富にあるとこんなふうに思っております。欲しいことは欲しいということは今ほど申し上げましたので、それまでの間でありませぬが、今、考えておりますのは、この市の区域をスポーツの発信地、情報の発信地にしたいというふうなことで検討を始めたところでございませぬ。今ある施設これらを活用しまして、地元の青少年のスポーツクラブと関東圏の青少年スポーツクラブとの交流を目指したいというふうな考えであります。ご指摘にありましたように、関東圏には4,000～5,000万人の住民の皆さんが住んでおられます。この皆さん方との交流をこの市内の区域で活性化していきたいと、こんなふうな考え方でありますので現在検討を始めたところでありませぬ。これらの構想がまた進展いたしましたら、ご報告いたし批判を受けたいと、このように考えておるところでございませぬ。以上でございませぬ。

#### 高橋郁夫君 1 観光産業の振興について

それでは、再度お伺いいたしますが、まず1番目といたしまして、観光ルートの確立と整備についてということなんですが、今現在の市内の循環バスをちょっと広い意味で考えまして、駅や観光拠点より市内観光施設を1時間に1回くらいのペースで通るようになれば、観光するお客様がその観光施設をいくつか選んだなかで観光し、また宿泊施設に戻ることも可

能かと思います。またその停留所に現在の巡回バスの場所を加えれば、車の運転ができない市民も今まで以上に便利に利用できるようになると思いますがいかがでしょうか。またこの件につきましては、財政面で非常に大変なこともわかります。市単独では難しいかもしれませんが、例えば湯沢のロマンバスのように民間の力を借りたり、有料制にするとか、各観光協会、宿泊施設、またスキー場や地元の観光会社やタクシー会社等に協力を求めて、なんとか実現に向けていろいろな方法を考えていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

## 2 児童の安全と青少年育成について

2点目の今泉博物館についてですが、私のあとまた2人の方が一般質問をされますので、この件は1点だけお聞きして止めたいと思いますが、今、非常に使用面で教育委員会というかたちで関わっているせいか、一般の方が、さあ何かに使おう、そういうことでなかなか使いつらい。それを何とかできれば。この度また指定管理者制度ということもありましてそういうかたちになるわけですが、そういったなかで考えていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

また青少年育成と四季観光も視野に入れたスポーツ施設の実現と整備についてということですが、先ほど市長がおっしゃいました新市計画についてですが、我々議員にはまだ知らされておりません。できればそういった新市計画があるのであれば、早めに我々議員に提出していただきたいと思います。

また通学路の安全再確認についてですが、事故や事件はどこにでも必ずあります。せめて我々大人が努力することが必要かと思います。防災につきましては進みつつありますが、ぜひ市民が安全、安心して暮らせるまちづくりを早急に進めていただきたいと思います。

また教育長にお願いなんですけど、ぜひこの点検については、学校だけでなくPTA、また地域の区長さんも含めて協議していただきたいと思います。地元の方の見る視点も違いますし、もし整備した場合、その分担金という問題もありますので、よろしくお願ひします。以上です。

### 市長 1 観光産業の振興について

再質問にお答えいたします。1点目のこの巡回バスを観光利用できないかということですが、この巡回バスは塩沢も含んで4月から本格運行を始めるわけですけども、これはやっぱり生活バスと違いますか。観光客が乗っていただいて、あるいは観光地に行くということはほとんど考えておりませんので、観光ルートがきちんと策定をされた際に、そこにやはりバスが必要だとかそういうことになってくれば、別個にやはり考えていかなきゃならん問題だと。

この巡回バスを観光地にまわしますと、今度は一般の皆さん方がそこまで行かなきゃならないとか、そこを回らなければ目的地に行けないとか、いろいろな問題が出てきますので、これとそれは別個にちょっと考えさせていただきたい。何よりも先ほど申し上げましたように、そういう観光ルートをこれからきちんと確立をしていかなければならないということ

あります。まずその方法を先に考えさせていただく。必要であればそういうバス運行についても、今おっしゃっていただいたように民間も含めていろいろ検討させていただきたいというふうに考えております。

## 2 児童の安全と青少年育成について

今泉博物館の件でありますけれども、一応博物館というかたちをとっておりますと、貸し出しができないということではないと思うんですけども、なかなかやっぱり一般の方は利用しづらい。これをいわゆる博物館という部分はずして、多目的に利用させていただけるようになるのかどうなのか。これらも含めて今検討中だということでもありますので、やっぱり大勢の皆さんから入館して、あるいは使用いただきたいわけでもありますので、そういう方向で検討を進めさせていただきたいと思っております。ですが問題は相手もあること、そういう部分をちょっとまたご理解をいただきたいと思っております。

そのあとのこの新市建設計画でありますけれども、これは議員の皆様には新市建設計画の部分は全部お渡ししてあると思うんですが。ただそこにはいわゆる文化スポーツの振興という大項目、そういうものがありまして、そのなかにちょっと文言が書いてある程度でありますから。例えば野球場建設に何億とかですね、道路建設にどうだとか、そういうものは一切記載してございません。それは今度はそれに基づいた実施計画を地域審議会にまず諮りながら、そして総合計画審議会に諮って実施していくということになります。ですのでそういう具体的な項目ではあがっておりませんが、さっき言いました文化、スポーツの振興というトータル的に例えば50億円とか、そういうふうになっている資料は届いていませんでしょかね。どうなんでしょう。もしお手元に届いてないようであれば、そのいわゆる計画書は皆さん方にお届けをいたしますが、私は全くもう届いているものだと思っておりますが、もし届いていなかったらそういう処置をします。よろしく願いいたします。あとはじゃあ教育長からお願いいたします。

### 教 育 長 2 児童の安全と青少年育成について

今の雪道、通学路の安全点検にPTA、地区の皆さんからも一緒に見ていただくと。こういうご提案をいただきました。大変ありがたいご提案であります。早速、学校の方にそのように伝えていきたいと、こんなふうに考えております。よろしく願いいたします。

議 長 質問順位12番、議席番号17番・種村充夫君。

種村充夫君 消費者協会の皆さん、傍聴大変ご苦労さまでございます。

ドカ雪に対しての年末年始の防災対策は

それでは通告にしたがいまして、1件だけ質問させていただきます。私はちょっとこの12月14日にこの通告書を書きましたので、あの当時ものすごい雪が降っていました。その後も雪がおさまっていません。異常気象とは言われながら、過去に覚えのない12月中旬の寒波とドカ雪が続いているわけであります。時期的にみまして、例えば弱者の雪掘りを頼む人たち等にとっては業者も自分の現場が雪の下になる。さらにそれぞれ大変のなかで、これから年末年始にかけてどんなかたちになっていくのかと考えながら質問させていただきます。

それでもおかげさまで15日から17日の間、雪が止みました。そんなことで大変良かったと思うんですけども、また週末から昨日までにかけての寒波というのはやはり市民生活に大きな被害を与えていると思います。

この冬の寒波の状況であります、北半球が全部やっぱり寒波に見舞われるというようなことで、ロシアではマイナス35度の日が毎日続いて、水道管が破裂する。アメリカでは白鳥が飛んでいった湖が氷ってしまってその白鳥が動けなくなるというような寒波でございます。それで日本の関係でございますが、その寒波の真ん中に暖かい部分があって、その周りをぐるぐると寒波が回ってくるので、当分の間この寒波が続くだろうということだそうでございます。そうしますとまた今の見通しですと来月の半ば頃にならないと寒波はおさまらないというような話だそうでございますので、市としてもかなりの対応を考えながらやっていかなければならない問題じゃないかと思っています。

そんななかで五六豪雪の話をちょっと申し上げますが、私も当時は役場に勤めておりました。55年の今ほどのあれではなかったんですが、役場が年末休に入ってからドカ雪になりまして、年始にかけてどんと降りました。それで私どもが正月休みが終わって役場に出た段階で、役場の物置が潰れました。出た日からその物置の後始末をして、次の日からは今度はスノーダンプとスコップとかんじきを持って毎日役場へ出勤して、あの当時の町営住宅も全部平屋づくりでございましたので、その平屋の町営住宅を掘ったり、それから小学校も木造校舎でしたので、校舎の木造を掘ったりということで、私ども職員が当時20日ほどやっぱり雪掘りばかりした覚えがあります。女の方は仕事をしていましたけども、男子は大体全部外に出るというような状況でありました。

それで私は何でこの例をあげたかと言いますと、やはり休みの長く続く場合は、それぞれその施設管理というのが大変難しくなります。ですからお願いはあくまでもその自分たちで抱えている施設については、このような雪の続く場合、かなり雪もしまり重くなりますので、年末年始に入る前にきちんとした管理をとって、大丈夫な態勢をとって、潰れてしまったというようなことのないような方法をとっていただきたいと思っています。

ここに書いてありますけども、道路除雪につきましては、一応ペースが完全にできておりますので、去年と言いますかこの冬の豪雪にも耐えたわけですので、これは問題ないと思いますけれども、問題はあとの施設があらうかと思えます。

そんなことで公共施設の例を1つ申し上げますが、私の家のすぐ50メートルくらいのところに城内小学校の体育館がございます。それで城内小学校は今から35年ほど前に造られた校舎でございますが、当時は体育館には水を上げて消す設計で施工されました。今、それを見ますと井戸の水が出なくなって、体育館にはもう水を上げられません。上げられないのだそうでございます。そうしますとその設計がまるで箱なんです。夏場は確かに軽1台くらいは入りますけれども、体育館の雪が豪雪で全部抜けたとしても、中庭に重機が入る場所がないんです。全部、前の方を玄関、それから両横は校舎棟と管理棟、さらに廊下につないで横に体育館があるという造りですので、中庭は箱ですので重機も何も入れないという状況で

す。これが水が出ないで、重機が必要なような場合、かなり重いクレーンを持って行って重機を吊り込まないと動けないというような状況も来ます。その辺も掌握をしていただきたいと思っています。

こういうような施設がこれだけ大きい市になりますと、かなりのところに出てくると思います。30年、40年経った校舎とか建物がいっぱいあるわけですので、その辺についてもよろしくお願ひしたいと思っていますところでもあります。

それとこの大雪の原因が、寒波が襲来することと、それから寒気の南下があります。日本海の海温が上がっている。そこへ寒波がきて、蒸発した水蒸気を持って行って雪を降らせているというのが何か原因のようでもありますので、当分の間は続くということでもあります。本日は見慣れています、また木曜日には寒波が来るというような話をしていましたので、その辺についても対応をよろしくお願ひしたいと思います。

年末年始が終わりますと、建設業者も大変に良くなり、ある程度の平年ペースに戻っていくと思いますので、大丈夫だと思いますが、ひとつ市としても弱者に対する対応とか、さらには市の施設に対しての潰れない対応等、よろしくお願ひしたいところでもあります。

それから公共施設の方はちょっと問題も今までお話しましたが、全員協議会でお話のありました社会福祉センターの関係であります。積雪加重の計算が全然ないというようなお話もありました。それで今回みたいに大雪が降って徐々に重たくなっていくわけですので、かなり消雪施設を使っていれば別ですけれども、その雪の重みで潰れてしまうような心配はあるのかないのか。その辺ももしわかったらお聞かせいただきたいと思っています。いずれにしましても、長い休み、6日間というのは降り出せばすごく降る場合がありますので、その辺も含めてドカ雪に対しての年末年始の防災対策についてお聞きします。以上です。

議 長 昼食のため休憩といたします。午後の再開は1時とします。

(午前11時55分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議 長 なお、牛木芳雄君より通院のため午後2時から3時30分まで中退の届けが出ております。これを許します。

市 長 ドカ雪に対しての年末年始の防災対策は

種村議員の質問にお答えいたします。このドカ雪に対しての年末年始の防雪対策であります。まず最初に福祉関係の方であります、今年も高齢者世帯及び要援護世帯 これは障害者、母子世帯等でありますけれども に対して住宅除雪援助事業は実施しているところでもあります。昨年度は12月20日以降の除雪を対象としておりましたけれども、本年度は12月15日からということに対象を広げて前倒しをしたところであり、これは3月20日までという思いでありますけれども、これを対象として決定通知を発送したところでもあります。

対象世帯は235世帯であります。そのうち1世帯は委託先を検討中であります。これは

作業が非常に困難な部分がありまして、この辺を今、克服すべくいろいろな話をしているところであります。その1世帯は検討中ではありますが、その他は建設会社等で137世帯、個人委託が71世帯、シルバー人材センター24世帯というふうに委託先が決定しております。昨年のように除雪が集中した場合は、若干は待っていただくというようなこともあろうかと思えますけれども、きちんと対応させていただきたい。

また本事業の対象外世帯から除雪実施者の斡旋依頼があった場合には、地元建設会社がシルバー人材センターに紹介をさせていただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

公共施設につきましては、ご指摘のように合併によりまして施設数も大幅に増加をしたわけであります。学校・保育園の年末年始に休業する施設、あるいは病院・水道の浄水場・下水の処理場、これは年末年始業務を行う施設。それぞれ多様な形態となっております。この除雪体制につきましては、12月2日に市内の建設業者、そして森林組合と除雪受託業者と打ち合わせを行いまして、それぞれ施設ごとに担当業者を決定し、市の依頼によりいつでも除雪可能となるように体制は組んだところであります。

各施設はそれぞれが休業中であっても担当課が必要の都度巡視を行い、除雪等施設管理に遺漏のないよう対応しますが、また再度担当課に徹底をはかって間違いのないようにやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

福祉センターの雪の件であります。報告書にありますように積雪加重がどうなっているかちょっとわからないという部分です。ご報告申し上げたとおり、雪の加重があろうがなかろうが、ないと計算してもいわゆる自重に計算上は耐えられない部分となっておりますので、雪が降ったから大丈夫か、ということにはなりません。雪を降ろしたから大丈夫かということ、そうでもないということでありまして、非常に難しいところでありまして。雪を降ろすべきかどうかどうすべきか、今ちょっと試案中であります。解体という方向を決定すれば、潰れてもいいとは言いませんけれども、そう無駄金はかけられないということでありまして、もうちょっと考慮させていただきたい。早急に決断をしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

種村充夫君 ドカ雪に対しての年末年始の防災対策は

ありがとうございました。結局雪の関係は、日本全国観測史上始めてとか、名古屋市は58年ぶりとか。それからこの辺では私の家に95歳の父親がいます。昭和8年、今の天皇様が生まれた日に、その当時城内にありました城内製紙の雪掘りに頼まれて行ってきたというような話をこの間していました。工場が頼むということは、今ぐらいに、10日頃から降り出したのが12月23日に雪掘りをしたと。そのときに男の子が生まれれば、あのときは蒸気でひょうとといったんですが、ピーピーと鳴らすんですけどもそれが2つ鳴ったと。男の子が生まれたな、というような話をしたというようなことがあったそうです。

いずれにしても、大変異常気象のなかでしているわけですので、公共施設については特にお願いしたいと思います。

それから今、福祉センターの問題が出ました。その隣にサンライズがあるわけですが、その福祉センターが例えば潰れるというか傾くために、サンライズの付け根とかそれがあわせてサンライズにまで影響　まるでこの豪雪とは違いますけども、影響が及ぶようなことがあっても困ると思うので、その辺に対する対応も早めにしておくべきじゃないかと思いません。

雪についてはひとつ各担当でそれぞれの持ち場について十分検討していただきたいと思います。できたらサンライズと福祉センターの関係だけ、どういう方法でサンライズに影響を及ぼさないか聞かせていただければ幸せであります。

市長　ドカ雪に対しての年末年始の防災対策は

再質問にお答えいたしますが、このサンライズとの関係であります。ご承知のように建物は全く別個であります。ただ廊下つなぎといいますかその部分がありますが、あれが瞬時に崩壊したということになりますと、そのつなぎ廊下の部分には影響が若干出るかと思えます。その崩れたときの振動等で、窓ガラスが例えば破損したとかということはあるかもわかりませんが、瞬時に一挙に崩れ落ちることにはならないというふうに思っております。サンライズ側には、今は影響はないという一応考え方ではありますが、いずれにいたしましても、そういうことの起きないように手配をきちんとやっていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長　質問順位13番、議席番号20番、牛木芳雄君。

牛木芳雄君　新たな経営所得安定対策について

一般質問をいたします。いよいよ2007年度から実施をされる新たな経営所得安定対策についてであります。今までの農家のあり方ががらりと変わってしまう、このような大きな転換であります。そして我が市において、この施策に対する市長の考え方を問うものであります。よろしくお願いをしたいと思います。

政府と自民党は去る10月28日に戦後農政の総決算、この目玉として新しい経営安定対策、これと資源環境保全対策を決定しました。これをうけてJAあるいは全国農業会議所、これらでつくる全国担い手育成総合支援協議会というものだそうですが、これが11月11日に都道府県の担当者、あるいはJAの担当者を集めて年明け早々にも各集落で話し合いがもたれるようにと、このことを確認をしたとされております。

このなかで担い手づくり、これを認定農業者でいくのか、あるいは集落方式でいくのか。いずれかの選択を迫られているわけでありまして。そしてこれらの経営面積、これがそれぞれ4ヘクタール、あるいは20ヘクタール、これ以上、であるわけでありまして。しかし地理的条件の不利なところにあっては、あるいは中山間地域等では緩和措置があるわけでありまして、まさに基本は先ほど申し上げたとおりであります。

そこで今、各集落においてその準備が行われているというふうに聞いております。また検討に入った、こういう農区もあるように聞いておるわけでありまして。そこでこの対策を受けるためには、先ほど申し上げましたように一定規模の認定農業者、あるいは集落営農組織で

あります。組織について言いますれば、経理の一元化、あるいは将来法人化を目指す。そういったような組織でありまして、今までのようなただ名ばかりの組織ではない。生産から販売まで一貫してその組織が行うような、きちんとした組織でなければならない。こういうことであります。これに参加しない農家やあるいは要件を満たさない、満たしていない組織につきましては、この対策の対象外におかれてしまう。いわば蚊帳の外にはじき出されてしまう、こういうことであります。

そこで1番目にありますように、支援を受けられるようないわゆる担い手、これはどのように確保するのか、こういうことであります。昨日でしたかの前者の質問にありましたように、市長の答弁のなかでは195人の認定農家の皆さんがこの対象になって、410人の目標を立てているんだ。こういうお話があったわけでありまして。これらの410人の目標、あるいは各地区に1団体の生産組織を立ち上げたい。こういう市長の答弁でありましたけれども、どのような手法を用いてそういう皆さんを育てていくのか、立ち上げていくのか。まず1点目はこれをお聞かせいただきたい、このように思います。

この認定を受けない農家、認定からもれた農家。これに対する対策は、ということですが、2番目に入りますけれども。私は常々その地域にはその地域の、いろいろな農業の形態があってしかるべきであるというふうに考えているわけでありまして。いろいろな農業の形態があってしかるべきだというふうに思っています。今までに地域を、あるいは地域の農業を支えてきた、あるいはその地域の経済を支えてきた、集落の維持をしてきた。こういうことに対して兼業農家といいますか、今は副業的農家と言いますけれども、副業農家の方々の大きな力があつたわけでありまして。

今、私が思うには、この地域にはなかなかそういった共同経営が馴染まないと言いますが、今までこういう共同的な経営が進まなかったわけでありまして。そういう形態が出てこなかった。何に原因があるか。それは自分の経営は、自分の責任において自由に行うことができる。これがやはり農業を自営することの醍醐味であるというふうに農家自身が思っている方々が多いのではないかと。このように思うわけでありまして。

他産業で収入を得ながら、自己で自己完結型の農業をしていく方。この方々が当地域には圧倒的に大勢いるわけでありまして。それをいわばいっぱからげて、あなたの農地は、あの認定農家に預けなさい。あるいは小規模のあなたたちは、まとまって共同体をつくって共同経営をしていけ。とこういうことであります。さもなければ国としては一切支援をしませんよと。これがやはりおおまかなこの政策の方向であるというふうに私は思っているわけでありまして。これが担い手に政策を重点的に、あるいは集中的に行うということの裏返しではないかというふうに思っているわけでありまして。

そこで先ほども申し上げましたけれども、蚊帳の外におかれる圧倒的多数の農家の皆さん、この人たちに対する市の支援。これはどういう市の農政のあり方といいますか、これはどういう方向を向いているのか。全く国と同様に、あるいは県と同様に知らぬ存ぜぬでいってもらっては困るわけでありまして。市としてはこれを放っておくのか、あるいはこれらの方々

をいわば救う手当てがあるのかどうか。この支援策についてどんなようなものがあるか、お考えをいただきたいというふうに思っております。

今までの農政は国県が覆う部分が非常に多かったわけで、いわば大部分であったわけでありまして、地方の自治体の政策というのは、なかなかその農政という部分においては割合が小さかったわけでありまして。あるいは範囲が限られてきたわけでありまして。これらを踏まえて市長はこの対策についてどういうお考えであられるか、あるいはどういうふうはこの市の農政をもっていこうとするのか、お伺いをしたいわけでありまして。よろしくお願いをいたします。

市長 新たな経営所得安定対策について

牛木議員の質問にお答えいたします。1項目目、この支援を受ける認定農家や特定農業団体のその見通しはということです。見通しは昨日、峠議員にお答えしたとおりでありますのでよろしいでしょうか。もう1回それを・・・(「私も言いましたので」の声あり)よろしいですね。その手法であります。これは特別な手法があるわけではありまして、ねばり強く説明会等を開催しながら皆さん方から協力、協力と言いますか、理解をしていただくと、これ以外に特にないわけでありまして。この利点をきちんと説明をしながら、皆さん方からそういうかたちを、形作っていただきたいということをお願いするのみであります、手法といたしましては。

2番のその漏れた農家でありますけれども、これにつきましては今おっしゃっていただいたように、そういうことに参画はもうしないと、いいんだという農家も当然出てくるわけでありまして。それらについて今のところ、市で単独でやっている事業がありますね、例えば畦ぬきとか、そういう部分にまで影響を及ぼさせるようなことは私はやるつもりはございません。ですが国、県がからんだ制度融資とか補助事業とかあるいは補償的な部分とか、そういうことはとても市がそこにまで手を差し伸べることがちょっとできずらい状況であります。

ただ県に対して、そういう皆さん方に対しての経営所得確保対策的なものは、県として創設できなのか、ということはやはり創設をして欲しいと。そういうことはお願いはしていきたい。ただどういうかたちになるのかというのは、ちょっとわからないわけでありまして。ちょっと反対側から捉えますと、今おっしゃっていただいたように、いやもう俺自由にやりたいと、小規模であっても自由にやりたいと。そしていわゆる兼業農家でいいんだと。そういう皆さん方に説得を重ねるわけですが、それでも、「いや、いい」と言われたとき、そこまで我々は、我々というか県も含めてですけれども、対応しようとしているのにそれを拒絶された場合に、じゃあそれをまた救うという方法はどこに出てくるのかという懸念はちょっとあります。いろいろなことをさっき申し上げましたその利点を承知しながら、それはいいよという拒絶をするわけですので、じゃあそういう方に対してどうだというのが非常に今、考えずらい部分ではあるというふうに思っております。

ただ市がそれと同調しまして、市の単独事業についてもそれを全部対象外とします、ということはやらない方向で私は考えたいと思っております。今のところはですね。なかなか牛

木議員が気に入ったような答弁ができなくて申しわけないんですけど、この後またすぐいなくなるそうなので、それもちょっとあれですけども。そんなところで時間のなかで、どうぞひとつ思いのたけは申し上げていただきたいと思いますが、私もなかなか今そのことに対して、皆さん方がどうか、と言うような答弁ができずらい状況にあることはご理解いただきたいと思います。以上であります。

牛木芳雄君 新たな経営所得安定対策について

ありがとうございました。なかなかやっぱりいい方策は私もないと思って。昨日の峠議員に対する答弁のなかで各地区に1ヶ所の集落営農のものをつくりたいと、こういうふうに言っているんですね。そうすると旧六日町であれば4ヶ所くらいを目標につくっていきたいと、こういうことだろうと思っているんですが。いくつの農区がこの南魚沼市内にあるかはわかりませんが、なかなか大変な作業だなあというふうに思っているんです。

先ほども申し上げましたようにこの営農組織というのは、今までのような個人では農業の補助をもらえないから、いわば組織を作ってやろうや、というのではやっぱりだめなんです。きちんと生産資材もその組織で買って、販売もきちんとして、経理もきちんとするということは、やはり利益が出ていかなければその組織はまわっていきませんから、そうするにはもし利益が出なくなれば破綻ということになるわけです。その組織としての破綻が出てくる。これはやっぱりこの対策にそぐわないということになるわけでありまして。なかなかやっぱり面倒だ。

多分この市内には何千戸という農家があるわけですけども、今、市長が言ったように、目標とする農家は400何戸の認定農家。認定を受けたくないという農家もなかにはあるかもわかりません。そうするとなかなか難しい。今、市長はまだ市には、市で単独の畦ぬき事業があるじゃないかと。他にあるかもわかりませんが、これとても先ほど言ったように、認定農家が最優先で、その方々に集中的、重点的なんですよ。他の例えば1ヘクタール、2ヘクタール、あるいは3ヘクタールでしょうか、そういう経営面積の方々でもだめなんです。今、この対策に対する支援は、一応4ヘクタール以上の農家というふうに決められています。国の方で決められていますが、やはりこれに不満をもっている農家というのが大勢いるわけだと思えます。

先般の日本農業新聞のアンケート調査にも出ていましたけれども、やはり4ヘクタール以下の農家。我が市でいえば4ヘクタール以下であっても、私は担い手だというふうに思っているんですよ。それでもやっぱり3ヘクタールの方々でも専門的な農家の方もいるわけですから、対象にならない。何かこう救ってやる方法はないかなあというふうに思っているんです。なかなかできない。

さっき言ったように、圧倒的多数の農家が蚊帳の外に放り出されてしまう。これはやっぱり市が何とか救う方法はないかなと。私は3回目の選挙をさせていただきました。特に中山間地、私のところはそういうところですが、いろいろ話をしてみるとこういう対策はあるということをお聞きしています。わかっていますが、なかなか内容については理解はされ

ていない。あなたたちは多分その対象外にはじき出されるんですよ。私はこれを黙って我慢をして静観をできるわけではないというふうに話をすると、そうだそうだ、というふうに皆さんは言います。ただ、どういう対策として、どういう支援として市ができるかという、打ったところが腫れるようないい支援は見当たらない。

ただ、この政策というのは、生産者が拠出をして、あるいは国が拠出をして資金を醸成して収入補填をしたり、あるいは外国との価格是正をするために使われるわけですから。そういう面では収入補填ですからあまり個人に対する市の補助は、側面からですね、側面からもっといい政策は考えられないのかなあと考えて今、質問させていただいたわけでありまして。もう1度お願いしたいのですがよろしいでしょうか。

市長 新たな経営所得安定対策について

ひとつこのいわゆる集落営農組織であります、昨日も集落または地域と申し上げたつもりでありまして、六日町で4ヶ所なんていう程度ではありません。六日町は行政区が99ありますが、農区はいくつあったかな。それよりちょっとあるかもわかりませんけれど。できうればその農区ひとつひとつが、みんな要件を満たすような農区になってくれればそれが一番いいわけでしょうけれど、それを2つ、3つに1人とか、そういうことでの地域ということで、旧町村単位の地域ということではありません、目標としているところは。

ですので極力集落ごと、あるいは集落の2つか3つがまとまったという、そういう営農集落的なものを、集落営農的な組織が立ち上がっていただければと思っていますので、そういうふうにひとつ認識はお願いいたします。私も元は牛木さんと同じ考えなんです。いわゆる大規模農家でなくても、今まで支えていただいたのはほとんどの部分はその小規模 平均的にいえば8反歩から9反歩と言っていますけれども その皆さん方が兼業農家をやりながら、この地域の農業を支えていただいた、この思いには変わりありません。じゃあそれをどうい支援体制が組めるのかといったときに、非常に難しい部分が出てくる。

減反政策がこれからも永久的に続くとか、そういうことが例えばあるとすれば、その配分のなかで若干の配慮をし合おうじゃないとか、そういうことは考えられるのかもわかりませんが、これももう19年度からはそういう部分というのはなくなるということでありまして。畦ぬきについても今、おっしゃっていただいたようにやっぱり優先的にはそちらの方へということでありまして。市で単独で考えられるそういう部分を、もう少し条件的な部分を緩和しながらやれることはやっていきたいと思いますが、おっしゃったように、打ったところが腫れるほどの、これはいい手だという部分が今のところまだ見出せませんが、県ともやはり。県に対しても先ほど申し上げましたように、何かそういう方法はないのかとか、いろいろ協議をしながら、極力その小規模の農家が切り捨てられたというようなことにならない手立てを考えたいと思っていますけども、まだわかりません。一生懸命いろいろ考えてみますが、牛木さんもそれこそ農業に関しては超ベテランで見識者でありますので、またいろいろお知恵を拝借させていただきたいと思っておりますが、そんなところでひとつご容赦を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

牛木芳雄君 新たな経営所得安定対策について

ありがとうございました。じゃあもう1辺お聞きかせいいただきたい。この支援を受けるには例えば2つあるわけです。1つは先ほど言いましたように、諸外国との生産条件の格差を埋める対策というのと、あるいはもう1つは収入の変動に対してこれを緩和するという2つの政策があるわけですが、このなかで私たちの町は多分この2番目、収入の変動による対策が主になるというふうに思っているんです。このなかに米、麦、大豆、てん菜、でんぷん用の馬鈴しょというふうに謳われているわけです。

そうすると今年の2月に市が作成をした基本的な構想のなかには、これはずっと以前からですが、いくつかの農業経営のパターンが示されています。例えば水稲専門だと何ヘクタール、あるいは水稲プラス野菜、水稲プラス大豆とかいうふうなパターンが示されているわけですが、このなかを見ると、全部が全部水稲プラス転作には、蕎麦になっているんですよね。蕎麦はこの対象にはならない。根本から、この経営基盤強化の促進に関する基本的な構想という立派な資料がありますけれども、市で作ったこの計画を見直していかなければこの対象にはならないというふうに思っています。この辺の作業も当然早急に始めなければならぬわけだと思っておりますが、これに対する考え方をひとつお聞かせいただきたい。

市長 新たな経営所得安定対策について

これも昨日、峠議員にお答えしたなかに、そういう部分ではなかったですけども、市としてのこの対策についての検討協議会といいますか、これをすぐに立ち上げてやっていかなければならないということですので。来年の年初めだったかね、農林課長。そこで立ち上げて検討を開始して、早急に手をうちたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長 質問順位14番、議席番号12番・腰越晃君。

腰越 晃君 市議会初の一般質問ということで、かなり緊張しております。産業振興、これはやはり重要な課題でございます。当市の基本である農業観光、これについては多くの議員の皆様がこの質問台に立たれております。私は少し違った角度から産業振興について質問をさせていただきます。それでは通告にしがいまして質問させていただきます。

#### 1 産業支援について

1番、産業支援について。南魚沼市企業立地促進条例適用状況及び創業・起業支援についてということでございます。条例施行後、1カ年を経過し、これまでの適用事例及び今後の課題についてお伺いをいたします。2番目といたしまして、起業、創業支援に関して以下の項目についてお伺いをいたします。

前置きといたしまして、地方分権の進展、あるいは右肩上がりの高度成長の終焉とともに国が指導してきた地方財政制度の見直し。とりわけ地方交付税交付金の改革と国庫補助負担金の縮減。いわゆる三位一体の改革の進展による国主導の護送船団方式。こうした財政運営の時代の陰りが明確になり、今後は地域間競争が激化し、自治体間の格差がより顕著になる。そうした時代を迎えようとしています。さらにかつて経験したことのない少子高齢社会。人

口減少の進展はこれまでの生産年齢である15歳から65歳、こうした年齢人口の大幅な減少を伴うものであり、その克服のためのプログラム、これも明快な決め手を欠いているというのが今の現状でございます。

多くの地方自治体、特に市町村にとっては産業の振興、雇用の確保は人口減少の克服、自治体の存続のための重要な課題のひとつであります。国県の施策に依存するだけでなく、地域の特性にあう従来の価値観や制度に囚われない柔軟な発想に基づく施策の展開が必要であると考えております。

限られた税資源、あるいは国県の支援制度を有効に活用し、地域住民はもとより、U I Jターンによる人材の確保を図りながら、既存産業である農業、観光、林業そうしたものの新たな展開の模索、また新たな産業の創出に努めていかなければならない。このように考えております。以上のような観点から質問させていただきます。

この2項目目の質問は各項目重複している部分もありますので、一括して質問の趣旨を述べさせていただきます。企業 業を起す。創業 業を創る。そうした支援については国県の事業に依存する部分も多いかと思いますが、当地域に適した例えば自然資源、農林業資源等をもとにした産業の育成。あるいは小規模I T産業のようなものは市としての起業、創業支援プログラムを作成し、いわゆる産・学・官、こうした連携のなかで進めるというような構想をきちんともつべきであるというふうに私は考えます。これまでは農協、商工会、あるいは観光協会等がそうした役割を担ってきたという部分もございます。しかしさらに1歩進んで自治体が主導し、産・学・官の連携のなかで創業支援プログラムを策定し、事業化に必要な経営や技術のノウハウ、あるいは市場アクセス等の部分で支援を強化していくことが必要ではないかと考えています。

インキュベータは施設整備や税金等の優遇策も当然必要ではございますが、業種にあう、いわゆる業を起す、そうしたその仕事にあう育成プログラムが重要である。このことはこれまでのいわゆる諸外国も含めたなかで、いわゆる日本国内のなかでも日本国内の経緯のなかでも明確になっております。ものになる卵。これをみつけ、孵化させ育成し、自立するまで支援するという仕組みをつくる。ということが重要であるということです。

人材の確保という問題ですが、地域特性をよく知り、仕事を起す意欲とアイデアのある市民を募る。U I Jターンで募る。こうしたアイデアと実践も必要であると思っております。当南魚沼地域出身者でさまざまな業種で全国で活躍され、あるいは全世界で活躍され、多くの人脈や事業のノウハウをもち、当地へ帰郷し、新たな事業を始めたい。そうした方々はおそらくおられることでしょう。

また企業誘致については企業の立地条件として当地は冬季の積雪、あるいは内陸地であるということ。そうした意味で立地上のハンデキャップは多くあります。当地にあう産業の誘致を進めるためには、当地域の特色を生かせる、当地域の特色がその企業の力となる、資源をもたらす。そうしたことを考えながら市独自の誘致策を検討すべきであるとも考えております。

以上の考えから4項目について伺います。1番、UIターンによる創業、起業。これは業を起こすということでございます。これらの促進、あるいは就職に関する募集事業に関して。2番目、新規地域産業支援のための方策について。3番、インキュベータ施設の創設及び施設における支援について。4番として、起業誘致について。

## 2 自治基本条例の制定について

大きな2番目でございますが、自治基本条例の制定についてということで質問させていただきます。市民憲章というものは理想や目的を言葉にしたものであり、自治基本条例は条例として規範となるものであります。これを一体として取扱うことは、いわゆる純粋に法律的にいったは無理があるかも知れません。しかし市民憲章、あるいは自治基本条例等の名称で自治体のまちづくりの基本事項を制定する自治体が増えております。次に申し上げる文書はインターネットの市民憲章情報サイト。こうしたところからの抜粋でございます。これまで日本ではあまり大きな話題になることもなく、ただの飾り物で鏡餅の上のみかんのようなものだと言われてきた市民憲章。数年前から主として7つの事情により急速に注目を集めている。

それは1番目として、1991年制定のイギリスの市民憲章。これにならって行政サービスも見直しが進められつつあるということ。今これが日本の行政改革の大きな柱のひとつにもなっていると、その起源であるとも言えます。2番、地方分権のながれにそって、地方自治条例が具体的に検討されつつある。3、まちづくりへの市民参加意欲を喚起する道具として利用されつつある。4、声に出して読む美しい日本語の例として、市民憲章の文章が見直されている。5、地域における生涯学習や初等教育のテキストとして利用されつつある。6、日本人の国民性にあった法規表現を根本的に検証する材料として注目されつつある。このように市民憲章はひとりひとりの日本人が21世紀の日本の社会を考えるうえで大きな意味をもつものである。特にグローバル化が進む世界のなかで日本が自らの文化的拠り所を確認すること。これは不可欠な努力ですが、そのような場合に市民憲章は多くのヒントを与えてくれる。というように、このサイトには書かれております。

新生南魚沼市、この合併を機として、市民・行政・議会が新たなまちづくりへ向かう道しるべとして、また市民の統合・連帯意識を強固なものにするために市民憲章。自治体の憲法としての市民・行政・議会、これらの使命を定めた自治基本条例。この制定を検討すべきものであると私は考えております。制定に向けた市長の考えをお伺いいたします。以上をもちまして、この席からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

市長 腰越議員の質問にお答えをいたします。

### 1 産業支援について

産業支援についてでございますが、適用事例と今後の課題であります。この条例施行後の該当になった企業は6社でありまして、内訳は新設が2社、増設4社ということになっております。創業・起業支援はチャレンジショップ事業 これは六日町駅前で行っておりますけれども 及び自主的出店者支援事業、これを創設いたしまして、家賃の一部補助を行って

おるところでございます。チャレンジジョブ事業は述べ今、10人が入居していただいたところであります。

課題といたしましては、県内に進出希望する事業が極めて少ないということもありまして、なかなかこの促進条例に適用される場面がないということ。今度は企業側の雇用体系が変化いたしまして、正社員の雇用が非常に少なくなっている。これが問題点としては今、浮かんできているところであります。

その後の起業・創業支援、UJIターン云々のあるところでありますけれども、これはご承知のようにこのUJIターンの窓口というのはハローワークで行っているわけでありまして、現在管内の登録者は8名であります。この8名には毎月求人情報が発送されています。就職相談等は当然ですけれど、毎年新潟県、ローワークが首都圏地元で実施をしていると。市といたしましても、今後も関係機関と連携を密にしながら情報収集、情報提供に努めていきたいと考えております。その他、市独自の取組みが可能かどうか。これをちょっと検討してみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

新規地域産業支援のための方策でありますけれども、これは地域資源を活用した新規産業創出し、育成していくこと。これは一番重要なことだというふうに認識をしております。現に市でも今、「こしひかり紙」にチャレジをしております、ようやく製品が出揃って、これから販売をしようというところであります。先般もマスコミに一応発表させていただいて、まだその後新聞紙上に載ったのは読売新聞だけかなと思っておりますが、いずれそれぞれの新聞社の欄にこれがPRさるものというふうに考えております。

民間への支援策は当面融資制度だけあります、今。この産業育成資金、小規模事業なんか資金ということですね。これで対応させていただきたいと思っておりますが、ご相談があった内容によって、いろいろやはり柔軟に対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、これもまたよろしく願い申し上げます。

インキュベータ施設の創設の関係でありますけれども、これは今、この新分野の創業、これに支援をする「南魚沼市ベンチャーSOHOオフィス」構想を検討しているということでございます。いろいろまた横文字を並べて、そのインキュベータとういうのも横文字であります、このベンチャーSOHOオフィスなんていう、インキュベータに対抗して書いたんじゃないんですけれども。このソーホーというのはスモール・オフィス、ホーム・オフィス・ワーカーズとこのことではあります、小さい事務所で、自宅でも仕事ができるというこの意味だと思っておりますけれども。この構想を今、検討を始めたところでありまして、これがこう何て言いますか、実現しますと、非常に特にIT関連の産業と申しますか、そういう起業、創業をやる方については明るい部分が出てくるのではないかと。現に塩沢地域の懇談会でずっと申しあげてきましたが、旧六日町に美研プリンティングという本の出版会社と申しますか製本会社と申しますか、これが進出していただいて、若い方ばかりですけれども10名ほど雇用をさせていただいて。ご承知のように東京から本の執筆の原稿がこちらへ送られてきて、当然パソコンでありますけれども、こういうふうに製本するんだという部分と

一緒にくるわけです。こちらで写真をこの位置に貼ろうとかつけようとか、それをきちんとした形にして、また送り返す。向こうではもう印刷にまわって、出版社から本が出版されると。そういう事業であります、本当に小さいオフィス、10人ほどです。相当の仕事量をこなすということでもありますから。

そういう部分に着目をしながらやっていってみたいと思っておりますが、それをそのインキュベータ、孵化させるという前にものが必要でありますので。そのものが出てこなきゃなりませんので、卵が。これをどうその卵を産んでいただくかということを検討し、需要調査を進めながら事業化を検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

企業誘致については、今までの誘致策の企業立地促進条例による優遇措置。これは固定資産税の2分の1減免の3ヵ年ですね。それから地元常用雇用者1人あたり10万円の奨励金、これは1,000万円が限度であります。2、今年度より民間活力の導入で企業立地推進員制度を設けたわけであります。これはご承知でしょうけれども、成功報酬金がありまして、これも1,000万円を限度であります、成功報酬金があるということです。今後は地域支援、これは水とかですね、今、考えているのは水道水が大幅に過剰であります。ご承知のとおり。この水道水をそういう部分にも何か使えないか。あるいは有機農産物、これらを活用する企業への支援制度を検討して、地域内発型産業の振興も図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

## 2 自治基本条例の制定について

自治基本条例制定であります。この必要性といいますかいいことは良くわかります。わかりますがこれを制定する一番のネックといいますか考えられていることは、私どもが一番、これがやってもただ絵に描いた餅になりやしないかという部分が非常にあります。と申しますのは、例えば講座あるいは意見募集、こういうことを実施しても参加者が非常に少ないということであります。考え方をはじめあらゆるものに違いのある、公募市民間の合意形成、これは本当に難しいというこの部分もあります。それから行政と市民の検討組織との連携が非常に難しいと。

こういう部分はありますが、私は条例制定の前に市民憲章はちょっと検討をして下さいということを、塩沢町との合併後に総務課の方に指示をしてあります。できればそうやって市歌ですね、歌。いろいろなところに参加をしてみまして、合併とか閉町・閉市、やはりその市・町の皆さん方が心をひとつにしてやれというのは、歌でありました。市の誇り、町の誇りを歌詞に表しているわけですので、非常に何て言いますか、連帯、連携意識が強くなっていると。例えば小学校・中学校でも校歌を歌って、蛍の光を歌ってとかありますが、そういうところでも必ず市歌を歌ってもらっている。これはやっぱり素晴らしいことだと思ひまして、市歌もいずれ、すぐには申しませんがやはり制定をして、市民のそれぞれの場面でその市歌を歌いながら、市民ひとりひとりの連携意識を努めていければありがたい。子供たちにも市に誇りがもてるような、そういう歌になっていただければありがたいと思っております。

ります。

この条例制定につきましては、またちょっと私がここで踏み込んで検討するということにはいたっておりません。なお取組み状況、全638市の状況を申しあげますが、制定済みが12で、1.9パーセントであります。策定作業中が29で、4.5パーセント。検討中が33で、5.2。検討策定中止が3、これは0.5ということ。検討していないというのが圧倒的に多くて、506で79.3。その他が55で8.6。今、私どもの市のなかでは検討していないということにどうも位置づけられるようですが、考え方は非常に素晴らしいことだと思っております。それぞれ時期を見ながら制定が必要といたしますか、そういう効果が現れるという部分が見えてきましたら、やはり制定に向けてまた議会の皆さん方とも相談していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いを申しあげます。以上であります。

腰越 晃君 1 産業支援について

再質問をさせていただきます。本条例の適用状況が1カ年間で新設4件、増築2件ですか。これはやはり効果ありと判断する数字ではないかなというように考えます。今後とも取組みを進めていただきたいと考えます。

一応2番の創業支援に関してございますけれども、なかなかその卵が出てこないところなんだと思いますが、これはやはり行政の方からある程度、募集するあるいは各業界にそうしたものを投げかけてみる。そうした動きをやっぱりかけていくべきじゃないのかというように私は考えます。いずれにしてもこの当地に合う、いわゆる自然環境であるとか、いわゆる農業資源、林業資源、そうしたものをベースにおいて今後発展する可能性がある、そうした事業は何かないだろうか。行政が率先して市民に投げかけてみる。そうしたなかで出てくるものを、これが卵になるのかちょっとわかりませんが、もし卵になるのであれば、きちんと孵化させて、育てていく。そうしたなかには当然県との協議もあるでしょうし、そうしたプログラム作成にあたっては、いわゆる学術研究機関そうしたものとの連携も考えられるとも思います。

20年くらい前ですか。大分県で始められた1村1品運動。そうした非常に素晴らしい例もあるわけがございますし、そうしたものを参考にしながら、やはり市として市の資源に立脚した、そうした新しい産業を興していく。そうした芽を出すために市自体が市民に問いかけてみるということもやってみたらいかがですか。そのように私は今の答弁を聞いて思いました。

いずれにしても、内発的な産業が必要であるというのは、昨日の今井議員の産業振興に係る質問のなかで、市長ご自身も答弁されておりますし、そうした市自らがちょっと市民に対して提案をしてみるということも、もっと積極的にやられたらどうでしょうかということです。

SOHOについてもチャレンジショップについても、これはこれで評価できる事業であると私は考えるんですけども、もう少し広範の意味でやってみたらいかがでしょうか、というところをもう1回伺いたいと思います。

## 2 自治基本条例の制定について

それから自治基本条例、市民憲章なんですけれども、非常に取組んでいる自治体が少ない現状であると。これは私も認識はしております。市歌、市の歌というのはどうかという市長の答弁がありましたけれども。市民憲章であっても、市歌であってもいいんですが、当地域は市長も塩沢の懇談会で言われたように、580平方キロ、非常に広大な市でございます。塩沢の地区の上の方と、大和地区の下の方では大分住民感情も生活形態も違う。そうした非常に広域的な市のなかで、やはり市民の統合意識と言いますか、連帯意識、そうしたものを醸成していく。あるいは教育的な意味において南魚沼市民はこうであると。常々地域完結型のまちを目指す、そういうように言われております。そうしたなかでやはり市民はこうであるんだと、そうしたものを込めた市民憲章。こうしたものを作ってそうした連帯意識を高めていくというのは、私は必要であると今、考えております。これは市の歌であってもいいかなとも思いますが、そうしたところはやっぱり市民の声を聞きながら。なかなかその市民の声を聞くと言っても、声が出てこない。そうした悩みもあるわけでございますけれども、積極的に訴えかけていくということをしていただいて、やっぱりこうしたところに市の象徴みたいなものが現れてくるんじゃないか。本当にこの南魚沼市とはこういう市なんだよ、というのが出てくるんじゃないか。そのように考えますので、市民にそういったものを訴えかけて欲しい。それを望みます。

また自治条例については、これはやはり市長がおっしゃるように、なかなか市民の使命であるとか、あるいは行政の使命、市長の使命、議会の使命、こうしたものを決めていくというのは非常に難しいです。それをどういうふうに作り上げ、形成していくかということについても、なかなか困難な問題であろうというように私も捉えますので、現状がその程度であるかなというように考えます。2点についてですね、答弁をお願いいたします。

### 市長 1 産業支援について

腰越議員の再質問にお答えいたします。1点目のこの方はおっしゃるとおりでありますので、特別この部分に限定してとかとそういうことではなくて、そういう意味も含めて、市として今回「こしひかり紙」に取り組んでみた。こういう事業もできるとか。そういうことを啓蒙しながら大勢の皆さん方が広範の分野にわたって、そういう意欲をもっていて、そして実際にチャレンジしていただけるような考え方で、皆さん方にまた説明もいたしますし、広報もいたします。担当課はそのことには命を燃やしてやっておりますので大丈夫だと思っておりますが、広く皆さんにそれを呼びかけていきたいというふうに考えております。そしてこの地域から業が起きて大きく成功してもらおうと、これが一番素晴らしいことであるので、そういう夢を追いながらやってみたいと思っております。

## 2 自治基本条例の制定について

憲章、市歌。市民憲章を先につくりたいと思っております。歌はすぐということではありませんが、いろいろの合併記念式典に参加をしてみまして、自治体の歌のあるところとないところというのは、非常に絞り具合が違ったということを自分で実感しましたので、やはり

歌というのはそういう面ではいいものだなと。参加者全員で、私たちは知らない歌ですけども、やっぱり全員で歌を歌ってという、これは本当に式典として素晴らしいという部分。子供たちも全部参加して歌うわけですから。

やはりひとつの自治体としての一体感というのは、そういうことの方が早く図られるのかなという思いはしましたが、やはり歌よりは市民憲章が先でありますので、その制定に向けては、これから具体的に検討でなくて、進めていきたいと思っております。

条例については、今ほど申しあげたとおりでありますので、もう少し様子を見させていたきたい。そういう思いでありますよろしくお願いします。

議 長 質問順位 15 番、議席番号 18 番・岩野 松君。

岩野 松君 通告にしたがいまして、2点について質問いたします。前任者の質問が非常に大きな夢が広がるような質問でしたので、ちょっとこう私の質問は細かいかなという思いもありますが、生活に密着した質問ですので、ぜひよろしくお願いいたします。

#### 1 水道料金下げられないか

第1点目は水道料金の問題であります。水は「水源」といわれるように生活する、生きることへの源であります。その飲料水、水道料を少しでも安く使いたい、これはすべての市民だけではない生活者の願いであるというふうに思っております。今の市長もかつての六日町の町長選挙では、それを訴えてそして私はそれも大きな要因として当選されたというふうに思っております。今回の市議会選挙の私どもの共産党のアンケートでも、水道料金を下げてください、というものが要望のなかで非常に多い1つでありました。

水道料金が高いのは何が要因しているかということなんですけれども、調査で私どもと同じような10万人くらいまでの自治体では、全国で2番目に高いということもわかりました。県内でよく比較されるそうですが、新潟と長岡の水道料金の比較がいわれます。長岡市が非常に高い。もう何十年も前からそれを聞かされているんですけれども、人口に人口というか給水人口に対してこれから発展するだろうという見込みのなかで、いろんな施設を作ったのが長岡であり、新潟市は今の給水人口に合わせながら施設を作っていく。その違いではないかと、ある新潟の市会議員から説明を受けたときそういうふうに言われまして、ああ、そういうことかということを感じました。

今までの水道料金、水道の質問などでも設備が過剰であったということは市長も認めておられますが、ここの南魚沼市の設備も人口、給水人口に対しては高い給水人口の目的で作られたというふうに聞いておりますし、それがやはり高い水道料金につながっているというふうに思っております。

公約以来、市長も水道料金の値下げには努力されています。それは非常に評価いたします。しかしまだ下げ不足が圧倒的な市民の感情ではないでしょうか。それで私が16年度の決算のなかで見つけられたことだったんですけれども、次の2点について提案しますが、ぜひ積極的にこれから取り上げて欲しいと思っております。

1点目は今回の決算にも水道の補正にもありましたけれども、1億2,000万円の借換えをいたしました。6.7パーセントを1.9パーセントになったという説明でありました。公営企業金融公庫からの借換えはできるということで私どもも見ましたら、6パーセント以上だけでもこれを差し引いて17億5,000万円もあることがわかりました。これは特に公営の企業のもが多いというのも、なぜなのかなという思いでもあります。この借換えを一度にできないのかどうなのか。そしてそれを水道料金の引き下げに活用できないかということが1点目であります。

2つ目は、今まで3つの水道会計のためこみが、合わせてみたら18億4,000万円になります。今まで合併する前はそれぞれの会計であり、ちょっとこう見にくかったんですが、合わせてみたらこんなにもあると。9月にそのことでの市長交渉をしたときには、コンピューターの更新の費用にあてたい。そのために10億円くらいは最初見込んでいたんだけど、今は5億円かなという答弁もありました。このコンピューターの更新というのは、今までにもずいぶんいろいろ出ていますけれども、一般会計でも負担できる会計になるのではないかなというふうに思います。今の市民の思いからすると、そのためこみ分を引き下げに回すべきかと思いますがいかがでしょうか。以上水道料金2点です。

## 2 単身用市営住宅作れないか

そして2つ目の市営住宅の問題です。このあいだ初めて新市の市営住宅の会議、委員会がありました。私も初めて出さしてもらって早速というのはちょっとと思ったんですけども、今まで私が市営住宅に対して感じていたことと中身があまり差がなかったのであえて取り上げさせてもらいました。

特に和田議員からの質問もありましたけれども、非常に高い競争率がある。低いところもあるということもありましたけれども、入居してもらうにはやはり弱者優先というのがまず第一に。そこへおられる人たちの考え方もそうですし、それが主体だと思います。そういうなかでは高齢者の単身で収入が非常に低い方をまず、というふうに考えるのも当然でありますし、そして離婚された方々でお子さんをお持ちの人とかそういう人もやっぱり生活弱者というふうに考えます。

そして今回、何人かの方のなかで20代で収入がそんなに多くないんだけど子供がいる。私はそういう人たちからは2人目、3人目をぜひ産んでもらえる環境を、市が整えてやる必要があるのではないかと考えていました。けれどもなかなか今回の会議では、そういう人たちが市営住宅に入居するという条件が、やはり2番目、3番目に回ってしまうという感じを受けているんですけども。その単身用の住居舎、そういうものの建設は、特に私はこの旧六日町市内に必要なというふうに思っております。

舞子の団地には8戸、1Kというのがありまして、私は中には入ってみせませんでしたけれども外から見たかぎりでは、新築で建物も新しいし、いい施設のような感じも受けてきました。他にあるのかなあと思ってみたんですけども、ちょっとこう見えないのかなという思いであります。

単身高齢者や子供1人しかいない母子家庭に3DKが広すぎるといったことではないとは思いますが、これだけ多い申し込み者の希望をかなえるには、その1DKがもう少し必要があるのではないかなという思いですが、どうでしょうか。

そして2つ目には先ほど言いましたように、結局申し込んでも2番目、3番目にしかならなければ入れないという結果になる若者への対策なんですけれども。先ほどの和田さんのとき市長もしましたが、民間アパートの借り上げとか、それから安い民家などでそういう提供者があるという調査もしておられるようですが、そういうところへの補助なども含めまして、ぜひそういう対策を積極的にできないかということでもあります。

3番目は入所条件には収入の条件があります。入所するときにはその条件を満たさなければ申し込めないわけですが、それが該当しなくなる時もないばかりではないと思いますが、そういう人が今現在おられるのかどうか。そしてそういう方への対応はどのようになっているのか。条例には期限を定めて住宅の明け渡しを請求することができるとありますが、どのようにその対応をされているのかお聞かせください。以上です。よろしくお願いいたします。

市長 岩野議員の質問にお答えいたします。

#### 1 水道料金下げられないか

この水道料金の関係のなかで高金利の借入金の借換えということでもあります。ご承知でありましょうけれども現行の借換えの対象は、公営企業金融公庫資金による企業債で利率が年6パーセント以上のものとされておりまして、先ほど議員からおっしゃっていただいた17年度は旧六日町・大和町、旧企業団、旧塩沢町1本ずつで4本。これで1億2,010万円を借り換えまして3,776万6,000円の金利負担の軽減を図ったということでもあります。

16年度末で年6パーセント以上の企業債の残高は、旧企業団、旧塩沢町も含めると75本、51億1,286万5,000円。約7割が旧企業団分であります。このなかで公庫資金が27本で18億6,878万円ということであり、政府資金が48本で32億4,400万円ということでもあります。現行制度では先ほど申し上げましたように公庫資金しか制度化されておりません。この拡大と政府 これやっぱり毎年毎年の予算がございまして、申し込んだら全部借換えできるという状況ではないわけでありまして。その拡大はまあとにかく、それと政府資金の借換え適用も私ども今、全国水道協会とかです市議会等も同じであります。そういうありとあらゆる機会を通じて働きかけをしているところでありますので、ひとつできましたら共産党議員団の皆さん方も、国県に強く、国会議員も大勢いらっしゃるわけありますので働きかけをしていただきたいと。野党の立場で結構でありますのでひとつ十分働きかけをお願いしたいと。

それが適用になれば本当にありがたいことなんです。1億円ちょっとの借換えで3,700万円という利息が浮くわけありますから、大変なことになるわけあります。ぜひともその実現に向けてご協力を賜りたいと、これは私の方からのお願いでもございますがよろしく

お願いいたします。

現在のところはそういう状況で、私どもが希望した分が全部借換えられるということではないというこれだけをご理解いただきたいと。一生懸命努力はいたします。

ためこみというふうに言われますけれども、ためこみ。料金の引き上げにつきましては私も町長就任以来、必至に努力をしてまいりまして現時点で総トータルで22.3パーセントという率に金額的には引き上げ、引き下げをしてまいりました。まだ当然不足だという声もありましようけれども、2,500円、250円を2,300円、230円までようやくきたことだけは、またご理解をいただきたいと思います。さっきは評価をするなんて言っていただきましたのでありがとうございました。

この値下げの影響額をちょっとお話申し上げます。平成16年度決算に置き換えて試算しますと、基本料金を100円下げますと年間で2,803万円の影響額が出ます。超過料金10円を値下げしますと年間で5,108万円。合計いたしますと7,911万円の収入減になるわけですね、水道会計が。ですので今、合併と同時に基本料金100円、それから超過料金10円下げました。これだけの影響額が出てくるということでもありますので、非常に水道会計では苦労しながらここまで進めてきたというところでもあります。

しかしながらこの18年度から、来年度から22年度までの5カ年の資金計画、これもあるわけであります。総収入が合併時の留保資金17億3,759万円。ためこみでなくて留保資金というふうをお願いいたします。これを含めまして154億7,700万円であります。総支出は151億9,000万円で、差し引きますと2億8,600万円この資金の残が出るわけであります。5カ年間でですね。しかしながら例えば大規模修繕。あるいは今また簡易水道等も相当、塩沢地域も含めて抱えておりますので、この改良等の投資。これらも考慮いたしますとこの部分を料金引き下げにどんとすぐ投げ出せるほどの余裕は、今のところはまだないということでもあります。単年度では出ます。単年度では。今言ったようにこの17億何がしというお金がここにあるわけですから、それをじゃあ全部投げ出して下げろといえそれはまあやりますけれども。やれますがそれをやってしまえば後がもたないということでもありますので、これはちょっと今、このいわゆる留保資金でこれを投入して料金を下げるという方法は取らないという私は考え方であります。

これは現段階の計算で計画されているわけであります。ご承知のように今後、基幹病院、これはもう相当の水需要が出るわけであります。それから上町にこれから建設をされます特別養護老人ホーム、これも相当の水需要がある。こういう新たな水需要を開拓をして使用料を増やすこと。それから先ほど申し上げました借換えによる金利の低減。これらを財源になんとかしながら、水道会計をとにかく健全経営にもっていかなければならないことはひとつであります。料金の引き下げの原資にとにかくなんとかあてていきたいというふうを考えておりますのでよろしくお願いいたします。

経営も健全化をしていかなければなりませんので、見通しといたしますとまだはつきりは申し上げられませんが、私も長期的な公約のなかではそういうことを申し上げているわけで

ありますので、下げる努力はこれからも一生懸命やらせていただくということでございます。

ただもう職員を減員しての部分はほぼ限界に近いかなと。約半分に減っているわけでありまして、その3町合併前ですね。ですからこれ以上はちょっと職員を減じての部分というのはちょっと厳しい部分が出るかもわかりませんが、いろいろな方法を考えながらやっていきたい。

基本料金の全国順位であります、1,586の事業者が全国にありましてその中の75から85番目あたりに位置している。全国的にはそういうところでやはり非常に高い部分にあります。職員が平成5年には44人いたわけでありますけれども、さっき申し上げたようにちょうど半減で22人、そういうことになっております。

今のこの計画、現在の計画では平成20年度に基本料金を300円、超過料金を30円の値上げということ、20年には想定をしているわけですが、これにならないようになんとか努力をしていきたいというふうに考えておりますが、今のところはまだはっきりとこれにならないとは申し上げられません。けれども極力今の料金維持、あるいは下げていく方向を模索をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

## 2 単身用市営住宅作れないか

単身用の市営住宅の関係であります。これは単身であってもそうでなくても、今のところこの市は市営住宅の建設計画がもっていないということでありまして、今後、住宅マスタープラン、これを策定してこれから以降の市営住宅についてどうあるべきかを検討していきたいと思っております。この住宅マスタープランというものが無い自治体については、補助事業が該当しないということでありますので、住宅マスタープランは早急に策定をしなければならぬと思っております。

議員、おっしゃったように舞子団地。これは1DKですね8戸。これらがどういうふうになら利用されているか。今はこの8戸の入居状況のなかで、単身高齢者世帯が5です。一人親世帯が3で、単身の 高齢者でも単身用ですからなんですが 議員がおっしゃったその若い皆さんとかという、そういう方たちはほとんど入っていない。そういう状況もありますので、ちょっと状況をこう見させていただきたい。ちなみにこの1年間の単身者の入居申込は、申込者は申込総数102人です。そのうち15人、102人のうちの15人で、単身者の申込率は15パーセントということですね、102人のうちの15人ですから。そのうち入居者が4人。4人入居いたしました。全体入居者が24人でありましたのでその17パーセント。そんなところに位置しているということであります。

若者等の低所得者対策としての民間アパート借り上げ補助ということでありますけれども、これはこの若い皆さんで低所得者世帯。子育て中の若い夫婦も、一人親世帯や単身老人世帯と比較して決定割合が低いということはお承知のとおりであります。これに関連してかと思われましても、この1年間の入居決定実績は子育て中の若年夫婦世帯、申込者数53人のうち決定者が10でありまして、決定率が19。先ほどのものより若干高い、一人親世帯38、単身老人世帯27。これではまあ比較すれば低いということであります、決定割合

が若干低いという結果は今申し上げました。

現在、夫婦世帯が少ないということによって、住宅自治会の運営面に支障が出ているという多くの問題が生じているということが、浮かび上がってきております。例えば伍長選挙、選考、これに問題が生じている。いわゆる自治会内の回覧もできないとか、それから冬期間の除雪作業の共同作業にも問題が生じている。確かにそういうわけです。高齢単身者であれば、そういう活動もできない、なにもできないということですので、結局その一つの自治体、自治間、自治がなかなか形成されないという、そういう問題が生じています。これから住宅委員会でやはり検討していただいて、バランスの良い世帯構成を考慮した選考に心掛けていただくというふうに考えております。

そういうことでありまして、民間アパートの借り上げ補助ではなくて、あくまでも私たちの市営住宅においてそういう面を考慮しながら、この若年低所得者対策に対応していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

収入超過者の対応であります。3月上旬で旧塩沢町町営住宅148、南魚沼市の県営住宅で76人、市営住宅197人、市有住宅27人。これが全部で448人ですが、収入認定及び家賃通知書を送付してまとめた結果、収入超過者は、旧塩沢町10人、南魚沼市の県営住宅で10人、市営住宅で9人、市有住宅1人、合計30人の収入超過者がおりました。この皆さんには認定通知書により明け渡し努力をするよう促したところであります。ただ、現在のこの規定のなかでは、明け渡し努力を促すことはできますけれども、強制的に撤去を求めることが法的にはできないということになっておりまして、やはり苦慮をしているところであります。

平成17年12月15日、この15日現在でありますけれども、収入超過者の認定を受けた者のうち、旧塩沢町の退去者はゼロでした。南魚沼市では3人が退去しました。今後も年1回のその収入超過者認定通知書によって、明け渡しの努力をするよう促していくと。これしか今のところ方法がないわけですが、そういう努力をさせていただきたいと思っております。

なお、この収入超過者の要件であります。一般世帯では月額20万円、裁量階級、これは障害者とか高齢者で月額26万8,000円。これを超えると収入超過になるということがあります。以上であります。よろしくお願いいたします。

岩野 松君 1 水道料金下げられないか

努力しているけれども、なかなか下げる段階の大幅な下げはできないというのが雑ばくな私の感想でございます。とくにためこみと書いたのは、預金高という書き方がしてありまして、その合計額がそうになっておりましたのでそういうふうな表現をさせていただきました。

それで引き下げにすることに関して、本当に市民は大きな要望もありますし、それが100パーセント要因とは言いませんけれども、昨年はずいぶんの世帯に水道利用を止めたということもあります。そういう意味ではやはり下げる努力というのが一番の涵養かと私は思っております。そのためにはあらゆる方策を今、市長は縷々しているように述べられました。

とくに借換えができないということなのですが、公営金融公庫の借換えができるようになったのも、私も参加したことはありますが、共産党としてもその借換えに関しては年1回は必ず中央へ行って交渉もしております。そういう意味では、ぜひそういうかたちで全自治体からの要望もお願いしたいなというふうに思っております。

それができれば今現在では、本当に大きな引き下げにつながる大きな要因になるというふうに思っております。今ある約17億円だけでも借換えをする、1.9パーセントと言いましたが、2パーセントくらいまで借り換えても4,000万円近くのお金が浮くわけですから、どうしてもそこへは、やっぱり自治体を挙げての大きなエネルギーを使ってもらいたいなというふうに思っております。

私どもではそういうかたちで、できればためこみの保留分とそれを合わせれば、少なくとも約500円くらいは引き下げられるかなという思いでもありますけれども、その利用の仕方とかそういうものもあります。そういう意味ではぜひあらゆる手を尽くして欲しいというのが、私の要望であります。

## 2 単身用市営住宅作れないか

それから単身用の住宅の問題です。舞子には確かにそういうところはありません、六日町では上原ですか。上原に非常に老朽化した住宅が2戸のうち1戸だけ借りているというか貸している、入居者がいるという2Kの住宅であります。そこは小学校にも近く、そして店にも近くて居住空間としては良いところだなと思いますが、建設年度は昭和45年となっていて、見た限り本当に外から見ると古いという感じを受けました。そこをなんとか再利用にそういうかたちではできないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

議長 岩野 松君の再質問に対する答弁を求めます。

### 市長 1 水道料金下げられないか

水道料金の件につきましては、ありとあらゆる努力をして、あらゆる機会をとらえて、そしてあらゆる手段を使って、またこれからも値下げに努めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

## 2 単身用市営住宅作れないか

今、住宅の方でありますけれども、上原であります。確かに明川団地の件かと思われ。これは市営住宅用、町営住宅用に建設したものでなくて、昭和44年の水害の際に、山口の明川地区の皆さん方の集団移転のために、あそこに建設をずっとお入りいただいていたわけですが、徐々にやはり退去したり亡くなったりということで今、2戸ですかね残っているのは、「2世帯です」の声あり）2世帯。これを改装くらいはできるかもしれませんが、あそこにまた建築するということはちょっと無理であります。何かあそこを建築、造成する時に、集団移転用地としての造成建築でありましたので、補助金みたいなものが入っている。それをまた別の用途に使うのが非常に難しいというようなことで、大谷町長時代からも、あそこをなんとか、なんとかという話はあったんだけど、なかなかうまく活用できなかったわけです。今は2戸だけそういうかたちになっておりますけれども、これを新

たにということにはちょっとならないことだと思っております。

確かに場所的には非常にいいところではありますが、いずれにいたしましても先ほど申し上げましたように、住宅マスタープラン。これを作成して取り組まなければ、とても補助なしでは建設はできませんので、住宅マスタープランを策定する方がまず専決だというふうに、ひとつご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議 長 質問順位16番、議席番号19番・笛木信治君。

笛木信治君 私は市民の福祉、暮らしを守る立場で質問をいたします。

#### 1 合併にともなう市水道への簡易水道の統合について

はじめに合併に伴う市水道への簡易水道の統合であります。去る12月8日には山間地の栃窪へ、市長ほか皆さんが市政懇談会においていただきまして、親しく話をさせていただきました。そのなかでも住民の間から出ていた問題でありますので、この議会で再度、市長にお聞きしたいと思ってお聞きするわけであります。

10月1日の南魚沼市と塩沢町の合併。この際にさまざまなすべての問題、事業について協議されたわけではありませんが、時間もありませんから南魚沼市の枠組みの中へ組み込まれていくという部分もかなりあったわけですが、この簡易水道についてもそうした1つでありますでしょうか。栃窪、岩之下地域、それから清水地区の簡易水道が南魚沼市の水道に統合されたわけがあります。このことについて住民の間での説明と申しますか、話し合いと申しますか、そういうことがなかったし、旧塩沢町の議会でもそうした議論がなかったわけがありますので、若干やはり住民の間に納得のいかないという思いが残っております。

水系も違いますし、旧塩沢町においても特別会計ということで、町の水道と全く別に会計があったわけがあります。これは簡易水道というのはすべてそうであるように、かなり市街地から離れた集落で、山裾から出ているような清水を集めて水槽を作って、自分たちで引いて水道として利用する。それを簡易水道というかたちで辺地債を受けながら水道らしいかたちにしてきたという経過があるわけがあります。

したがって例えば私どもの栃窪、岩之下の集落の簡易水道で申しますと、ポンプアップではありませんから水が不足しますと、集落の高低差がありますから、村から半分が水が出なくなるというようなこともしょっちゅうあるわけがあります。しかしながらこれはやっぱり自分たちで作った水道という、そういう思いがありますから特段文句も出ないんですね。最近はこの正月のお客様もスキー客も減るというようなこともあって、水が不足するというようなことはないのですが。しばらく前はしょっちゅう12月のもう25日頃から正月の15日頃までは水が不足すると。区長は夜中の12時になるとタンクのバルブを閉めに山へ行って、朝また5時に行って開けてくるというようなことを繰り返しておりました。

そういう水道でありますので自分たちの水道という思いが強いんです。けれどもこれが合併と同時に一気に市水道ということになったわけがあります。そのところのなぜそうなるのかというのがやはり説明されてないと。したがって住民の間ではその理解をされてないということがありますので、そこをお聞きしたいと思っております。

したがって料金も当然のことではありますが、簡易水道では従来だんだん値上げがされてきておりましたが、それでも現在1立方あたり157円で推移しておりました。これが合併と同時に241円ということで、60パーセント以上もの値上げになるわけですね。これも住民にすれば納得のいかない話であります。水道会計が赤字だと、運営ができないというような状況であればそれもまた話はわかるわけですが、1,000万円くらいの積立金もあるということでもありますから、値上げされるという理由がないんですね。住民にすれば本当に寝耳に水というところだと思います。

旧塩沢町でも、しかし老朽管もあるので、その入れ替えもしなければならぬんだという説明は受けております。これはしかし老朽管を入れ替える時点で、水道料を値上げてその負担に対応するのか、あるいは工事費の負担としてその関係集落の住民が負担をするのかというのは、そこでまた相談をすればいいことで、まさにあらかじめそのために今、値上げをするというようなことも住民にすれば聞かされていないわけです。ですのでこの辺もひとつご説明をお願いしたいと思うわけであります。

## 2 介護保険の保険料、利用料の減免について

次に介護保険。この保険料、利用料の減免についてお聞きをします。これはご承知のように介護保険、保険料、利用料の引き上げがやはり大きな問題になっております。施設入居者の待機者の増大も大きな問題であります。お年寄りの皆さんにしますと年金の引き下げ、相次ぐ税制の改悪のなかでこの保険料が上がるというのがとても不安なんですよ。医療費などの負担も増大しております。負担が今度、70歳で3割にもなるというような話がありますが、これは1970年代でいいますとただでしたから、大変な違いであるわけでありませう。こうした負担増のなかで保険料の引き上げがあるということでもあります。

利用料もしたがってこの10月1日からは、食事費や住居費が新たに介護保険の給付からはずされるというようなことでもありますし、これが全額自己負担になるということでもありますし、デイサービスに1日行ってもお昼の食事代を取られるということになります。お年寄りの皆さんは介護、どういう介護を受けようかということではなくて、まさに懐に聞いて懐から介護を決めていくというような状況にあるわけですね。これは本当に保険あって介護なしといえますか、掛け金をかけて保険に入っておきながら望む介護は受けられないと、こういう状況が出てきているのではないかと思うわけであります。

一自治体でとてもこれを根本的に解決するというようなわけにはいかないと当然思いますが、国に対してそういう改善もやっぱり地方自治体として要求していくべきであると思えます。足らざるところを補うという面でも地方自治体がいいたい何ができるのかと、何をしてくれるのかということをやっぱり考えるべきだと思います。

そういうことでお聞きをいたしますが、まずこの保険料であります。来年の4月にはこの保険料見直しがまたありますが、保険料の引き上げについてこう見てみますと、2つの要因があるんですね。一つは政府の税制の改悪 私ども改悪というんですが 税制を変えてきたことによって、この介護保険料が上がっているという部分があります。年金控除の縮小

もそうですし、定率減税の半減あるいは老年者控除の廃止、あるいは非課税限度額の廃止など、さまざまな負担増が押し付けられています。こうしたことから保険料が自然に上がっていく仕組みになっています。

行政報告の中で見ましても、南魚沼市ではもっとも低い第1段階、これが65名。第2段階では3,645名。それから第3段階、これは基準段階ですが9,848名と。第4段階では1,344名。第5段階では937名とこういうことになっていまして、かたまっているんですね。2、3、4あたりにかたまっている。これはやっぱり私は負担の平準化ではないかと思うんです。負担がやっぱり低所得者層のところへ平準化されてかたまってきていると。私はこういうものは、今は5段階でやっていますが、これをもっと段階を増やして、やっぱり所得に応じて公平に負担を願うということを自治体がやるべきだと思うんです。負担は能力に応じてと、給付は平等にというのが社会保障制度の原則。言うまでもないことですが原則でありますから、私はそういう措置を取るべきではないかと思えます。

また政府もさすがに大変な状況だということで激変緩和措置を取っているんですが、これもそれぞれの市で取り組まなければだめですね。この取り組み実施状況をお聞きしたいと思います。2段階も上がる人があるそうですが、これを1段階にとどめるとかいろいろな軽減措置はあるようです。実際問題どの程度、取り組んでいるのかというのは行政報告のなかにも負担額軽減の数とかというのは報告されておりますが、もう少し具体的にひとつお聞かせを願いたいと思います。

それから来年の4月、この保険料の改正が言われておりますが、第3次事業計画。これはまだ検討の途中かとは思いますが、だいたいどのくらいになる予定であるかということもお聞かせを願いたいと思います。全国的には2割程度の値上げが言われておりますが、当南魚沼市でもそうした引き上げになるのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

あわせて申し上げますと国の激変緩和措置。これは2年ないし3年でありますから、この緩和措置が切れた後の負担が大変なんですね。その時やはり市が独自の方針をもってこの軽減の方向を探っていかなばならないと思うわけですが、そうしたお考えがとおりかどうか。そこをお聞かせ願いたいと思います。

それから利用料。この利用料の軽減であります。先ほど申し上げましたように、施設入所あるいはデイサービス、ショートステイ。この食費、滞在費は大変な負担になるわけがあります。この議会に提出されました特別会計補正では2億1,000万円も減額補正されております。これは介護保険の負担区分が変わったことによるものであると思いますが、やはりこうしたこともただ単にその金が余ったではなく、やはり軽減措置に向けていくというべきではないかと思えますが、お聞きをいたします。

制度、いろいろな制度があるようでこの制度については申し上げますが、ひとつ低所得者対策として政府で行っているこの補足給付、これについて取り組み状況をお知らせ願いたいと思います。後はひとつ続きのほうで。

議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時5分といたします。

(午後2時45分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午後3時05分)

議長 笹木信治君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 笹木議員の質問にお答えいたします。

#### 1 合併にともなう市水道への簡易水道の統合について

市水道への簡易水道の統合ということでありまして、これにつきましてはご承知だと思えますけれども、編入合併、塩沢町と南魚沼市の合併協議の中で市の例によるということと決定をされた状況であります。特に以前の3町協議の際にも水道料金ということは大変問題になっておりました。相違点が多かったということでありました。

その後、ああいうかたちからこの合併にまた向いてきたわけでありまして、その調整のなかで塩沢町が南魚沼市に合わせるというかたちで編入合併協議が済んでおりますので、それによって決定された事項であります。

なお、今の清水あるいは栃窪これらに簡易水道があるわけでありまして、ご指摘のように施設の老朽化それから水質管理の強化、防災対策。これらに多額の投資をまたこれから必要とするということももうほぼ判明をしておりますので、これらを簡易水道の単独会計で運営、管理していくにはほぼ限界だろうと。先ほど1,000万円ほどという繰越金は確かに980万円ほどございますが、栃窪の水道施設を全面的に改修をしてきますと億単位の投資が必要になるということとあります。そういうことも含めまして、地理的条件からみましてこの簡易水道としては存続していきます。水道の体系が変わるわけではありませんが、地方公営企業法を適用し条例で定めて、この上水道会計、会計を統合するということとあります。

そして市の管理の水道事業として一体的に運営をしていくということとありまして、料金につきましては、市の上水道の料金とは違いまして市の簡易水道 旧大和地区後山に簡易水道がございますのでその 料金に合わせて統一料金とさせていただいた。現在栃窪、現在と申しますか合併前は基本料金が月額1,500円。これを大和の例に合わせてみますと2,100円に上がりました。600円、1.4倍であります。超過料金が1立方150円であったのが230円。80円で1.53倍。こういうふうに旧塩沢町の簡易水道については、こういうかたちになったということとあります。

ちなみに16年度決算でこの簡易水道の状況を見ますと、給水件数が94件。先ほど申し上げた数字はすべて税抜きであります。収入総額が429万4,000円。費用総額が304万2,000円。約130万円、125万円くらいの黒字会計にはなっておりますが、そして約980万円の繰越金があるということとありますので、都合1,000万円くらいのお金は当面はありますが、とてもとてもその投資に見合う金額ではないということとあります。もし、これを簡易水道のままやっていると300円や500円では済まない料金になっていくということとありまして、そういう意味も含めて先ほど申し上げましたように合併協議のなかで、市の例によるというふうに決定をされた事項とあります。

塩沢地域の当時の議員の皆さん方には当然ご説明があったものと思われかもしれませんが、それについては私ども定かではありません。住民、町民の皆さん方にどういうご説明をなされたかというの、申しわけございませんけれども私どもでは定かではありませんが、先般、栃窪にもまいりました。清水にもまいりました。清水の皆さん方はほぼ了承をしておったようではありますが、栃窪の皆さん方は若干、違和感があったということでありまして、あそこでお話を伺いましたが、こういう状況でありますのでご理解をいただきたいと思っております。

## 2 介護保険の保険料、利用料の減免について

次に介護保険の保険料、利用料の減免ということであります。介護保険制度が定着をいたしまして介護の悩みから個々的には開放されつつある反面でありますけれども、要支援・要介護1、そういう軽度の方を中心に介護認定者も年々、ご承知でありましょうが增加しております、サービス利用者の増加がこの介護給付費を上昇させているという、これはもう今までの経過が示すとおりであります。

低所得者層に対しましては制度的にも市独自でも一定の負担軽減を行っておりまして、またそういうことに該当する方は申請をいただいて、そして利用していただきたいと思っております。

この制度につきまして定期的に周知を図っていきたい。そしておっしゃったような困難事例がございましたら、どうぞひとつ申し出ていただいて、すぐ対応できるものと、今後の状況を見ながら対応をしていかなければならないものというふうに変別をしていきたいと思っております。しかしながらこういう制度を有効活用していただければ、一定の利用者負担軽減が図られているというふうには今は、とらえております。

介護保険利用者負担の独自軽減。利用者負担の独自軽減につきましては、県内にそういうところがあるかどうかの情報収集をいたさなければなりません、そういうことができるのかどうなのか。その辺も含めて検討はいたしますが、ちょっと先行きは不透明であります。

具体的に来年度の介護保険料は、ということをご質問いただきましたけれどもこれはまだちょっとわかりません。ちなみに現在の旧南魚沼市、これは不均一課税を合併によってっておりますので、月額3,233円。旧塩沢町の皆さんは3,133円ということで100円の差があって、これをそのまま今年度中は継続をしていく不均一保険料ですね。4月からこれを均等にしなきゃならんわけではありますが、下げられるのか上げなければならないのかというのは、今のところはちょっと検討ができない、つかない状態であるのでもうしばらく時間をいただきたい。

激変緩和措置期限後の対応でありますけれども、これは1月ごろに国からその対応策が示されるようであります。それらを見させていただいて、また市としてどういうことができるのか検討していきたい。

補足給付への取り組み状況でありますけれども、これは国の示したとおりに10月1日から実施しております。今、市の方での保険会計からの部分で、5,500万円増額をしております。

ます。5,500万円、補足給付のために。そういうことであります。

保険料の細分化。これは現行の第2段階を細分化するということでありまして、これはもう実施しているわけですが、低い方をより安くするということでもあります。これは5段階あったものを今度は6段階にする。その2段階のところをまた細分化するということでもあります。昔の5段階の部分の2段階部分を細分化するということです。それはご存知だと思いますけれども、これはもう国でそういうふうを実施をしておりますのでそういうかたちでやっていきたいということでございます。

介護保険につきましても制度がこういうふうになりました。いわゆる保険料を極力上げない、上げなくて済むような改正だというふうに私どもは理解しておりますが、今後ともその動向を見守りながら、あまりにもまた過度の負担が保険納付者にかかるのであれば、当然であります。国もまた制度的な見直し、これは3年とか5年とかに見直す方向で今まで行っておりますので、その都度その都度見直しながら適正な負担と適正な利用、これが円滑に実施できるように努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

笹木信治君 1 合併にともなう市水道への簡易水道の統合について

簡易水道についてであります。住民に対する説明がなかったという点、あるいはそうした点での責任を、魚沼市長に問うのは私はちょっと酷だとは思っています。合併の際にそのことは双方で取り決められているわけですから。しかし私が申し上げているのは、そうした合併の取り決めはさることながら、住民感情としてということなのであって、こうこうこうだからこうですよ、という説明はやはりあるべきだというふうに考えます。

しかし「そのけそのけ合併が通る」と。私はそういうことだと思っています。このことについて塩沢の議会で議論はありませんでしたから。もちろん集落に対しても説明もありませんでしたから。それはそれでわかりましたが、しかしこの料金。これも市水道になったんだから、お前たち157円が241円だよ、というのも私はあまりにも安易過ぎると思っています。私はこうやって上がることも困ったことだと思っておりますけれども、かりに百歩譲って上がることを認めたとしても、こういう時代に一気にこれだけの値上げというのはどうでしょうか。私はやはりそこで2~3年ぐらいの緩和措置を取って上げていく、という措置ぐらいは取るべきだと思っております。

それがやはり住民の立場に立った市政といえますか、住民感情を大事にした市政ということになるんだと私は思うのです。50や60の集落だからというようなことで、私は安易にこの157円を241円に一気に上げるという線押し付けているんじゃないかという気もするんですけれども。これはそういう点でこの何年か間を置いて、近づけていくべきだというようなお考えにはならないでしょうか。そこをもういっぺんお聞きをします。

2 介護保険の保険料、利用料の減免について

それから介護保険についてであります。この介護保険料を決めるについてこの段階も、必ずしも5段階でなくてもいいわけで、今度はそれぞれの自治体で決めていいわけです。私は

今のこの団子状態をなおすためにも段階を増やして、負担の公平、能力に応じた負担というふうにしていくべきだと思うんです。京都では9段階にしたという市町村もあります。

南魚沼市では確かに減免措置を取っているんです。何人かこの行政報告にも報告されていますが、やっています。塩沢・大和ではなかったんですがやっています。市が今、独自に取れる減免措置というのは、地震とか災害とかそういう場合に限るんですね。そういうことは決まってあるんですけども、本当にそれはごく限られた数ということになってしまいます。保険料で言えば、私は今の団子状態を改善して、やはり広く公平な負担を図るという意味においてもこの段階をさらに伸ばして、9段階は別としてもそういうふうにしていくべきだというふうに考えます。

それから減免措置では当面補足給付が、私は一番いいのではないかなと思うんです。行政報告のなかにありますが、この299名というのはそうなんですかね。認定・・・これは申請主義ですから、本人が申請しないと該当しないわけですから。299人という数字が載っていますが、実際何人の方がこの補足給付を受ける資格が 資格といいますが、該当するのか対象者になるのかというのは、これは行政の方が税情報を持っているわけですから、行政しかわからないわけです。これはあれでしょうか。それぞれ対象者に対してそのことを連絡して、連絡された皆さん個人が申請することになっています。申請しなければ給付を受けられませんから、申請するわけですけども。その対象者の数と、申請した数。これが本来対象者が100人あれば申請者が100人というのが、一番いいわけですがそういうことになっているのかどうか。そこをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから保険料や利用料の減免制度。確かに一時は厚生省の方でも減免制度を取れるくらいの余裕があるのなら、という脅しをかけるというような話もありましたが、今は厚生省もそれを引っ込めています。したがって全国的にいいますと、保険料の減免では771の自治体に取り組んでいますし、利用料の減免でも581の自治体に取り組んでいます。決して少ないということではありませんので、私はぜひとも南魚沼市でも。もちろん一般会計からお金を持ち出してということもあるんでしょうけれども、必ずしもそうしなくても今のこのいくつかある政府の減免制度を利用しながら、ちょっと面倒ではあるがこれを組み立てていけば減免措置、あるいは負担の軽減を図り得るということも十分あるわけだと思います。ぜひひとつそういう点では頑張ってもらいたいと思うわけではありますが、そこをもう1回お聞きをしたいと思っています。

市長 再質問に答弁をいたします。

#### 1 合併にともなう市水道への簡易水道の統合について

この簡易水道の件であります。私は栃窪の集落に行った際にはちょっと勘違いしておりました。上水道料金に合わせたものだというふうにとっておりました。ところがこの旧大和のなかの簡易水道の料金に合わせたということでもありますので、基本料金が200円、上水道分よりは安いということでありました。そういうことではあったが確かに大幅な値上げであります。ただこれについては合併協議のなかで進められて、もう条例も可決をされ

ておりますので特別の理由があれば、例えば災害とかですねそういうことがあれば別ですが、今ここで私が下げるといことは申し上げられませんが。やはりこういう多額の料金増になったわけですので、これに答えるにはやはり一日も早く施設整備を行うことだというふうに考えております。そういうかたちでご理解をいただきたいと思っております。

## 2 介護保険の保険料、利用料の減免について

減免措置の対象者につきましては、災害だけではございませんで生活困窮者、失業者、事業の休止・廃止これらも含まれますし、家族の死亡、病気、長期入院あるいは心身の重大な障害、こういうことによって収入が著しく減少したという部分も入っております。いわゆる不慮の事故やあるいは考えなかった事態が起こった時は、ほとんどこういうことでは該当するんだらうと思っております。怠けていたというのはだめではありますが、ほかのことについてはおおむね該当することになっておりますので、そういう事態が生じましたらひとつ市の方にご連絡をいただきたいと。

補足給付でありますけれども、何人なのか、あるいは連絡をしていて申請があったのは何人かというのは、担当課長にこの後に答弁をさせます。

保険料、利用料の減免をやっぱりこれからも進めろということでもあります。極力、減免と申しますか安くしたいということはあるんですが、ただ、この減免措置についてあまりにもその範囲を広げますと、やはり不公平が生じるということでもあります。ですのでこれはやっぱり慎重に取り扱いますが、本当に困窮している方から、むいても剥いても取ってくるなんていうことにはならないように、十分に気をつけながら運用させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。では課長の方からひとつ。

### 福祉課長 2 介護保険の保険料、利用料の減免について

それでは補足給付の関係で説明させていただきます。この対象者につきましては、市の方でどなたが対象になるかというはわかりますので、それを各施設の方に情報提供しまして、各特養なりそういう施設の方で関係者に説明をさせていただいてあります。結果的にそれぞれ申請をしていただくというふうなかたちでございます。私どもは32ページの方に書いてあります299人認定しているわけですが、10月の時点で、実際申請された方が280人おられました。あとそのほかの19人の方については、個人が申請がなかったというふうなことでございます。以上でございます。

### 市長 2 介護保険の保険料、利用料の減免について

先ほど保険料の細分化について実施していると申し上げましたが、失礼いたしました、18年4月からの実施ということでもありますのでよろしく願いいたします。

### 笹木信治君 1 合併にともなう市水道への簡易水道の統合について

簡易水道についてですが、老朽管の入れ替えというような大きな工事があるんだから、何億円と係るんだからという話がありました。私どものところは辺地債で確か事業できると思うんです。水道事業なんかは。ちょっと調べてみないとわからないんですが、私はあの事業を始める時も辺地債によって始めています。今80名~90名近い関係者が、それらの負担

についてできないというような額ではないと思うんです。受益者負担ということでやれば。そうしたことも含めてこの料金問題を考えていかなければならないということは、私は前々から申し上げてきたわけですが、それは一切こっちでやるんだから、とにかく条例にしたがって上がるんだということであります。これ以上押し問答をしてもしょうがないと思うんですけれども、ここで一気に引き上げるとするのは、やはり情のない市政、私は言うておきたいと思います。

## 2 介護保険の保険料、利用料の減免について

次にこの介護保険料についてであります。取り組みはやっているという、確かにです。がいわゆる介護保険条例のなかで決められている今の制度のなかでの減免、市長裁量による減免程度では本当にまだ枠が狭くて、本当に生活困窮者、低所得者の救済とはなっていないんですね。待遇であるとかあるいは特異の突発的なそういう災難という場合に、対応をするという程度でしかない。ですので私はそこをもう一步踏み込んだ対策を今とらなければ、やはりこの高齢化社会、お年寄りの皆さんがやっぱり老後を安心して送れると、今の状況ではとてもとても安心して送れるというような状況ではありません。やはり行政が力いっぱいそこを応援するということがなければならぬと私は思います。

まだ4月、いくらになるかというのはわからないということではありますが、全国的には2割程度引き上げるといわれています。私も南魚沼市において今、需要がだんだん伸びてきているなかでは、やはり保険料も引き上げざるを得ないという状況にあると思います。そうした場合でもこの能力に応じた負担、ここをひとつきちんとおさえてもらって、今の緩和された政府制度のなかで、どうやはり公平な負担を図るのかということにひとつ意を砕いてもらいたいということ、まず申し上げて要望したいと思います。

それから補足給付。これは対象者の100パーセントが申請しているかどうかというのが問題ですが、299人のところ280人の申請があったということですからやはりまだ100パーセントではないわけです。これは日々変わってくると思うんですけれども税情報を持っている行政の皆さんが、間を置かずにこうした対象者に連絡して、あとは申請をすればこれだけの減免が受けられますよというふうなことは、やはり機敏に対応をしてそうしたお年寄りの皆さんの介護を支えあっていく。単に介護関係の職員ではなく、税関係いろいろの関係者の皆さんがそういったことに力を注ぐべきだというふうに考えます。質問やら質問だか要望だかわからなくなりましたが、以上であります。

## 市長 1 合併にともなう市水道への簡易水道の統合について

この水道関係であります。情がないと言われれば情は相当あるつもりでありますけれども。この決まった経過をひとつ議員の皆さん方からもご理解をいただきたい。事務方で協議を重ねてもうそこでOKで、議会としてもその水道料金の条例案を可決いただいてここに至っているわけですので、それはひとつご理解をいただきたい。決して情があるとかないとかそういう問題ではありません。

私も栃窪におじゃました際に申し上げておりましたが、自分でもやっぱり辺地の生まれで

ありますから辺地に対する思い入れは人よりあると。ただそれはその水道料金を急に下げるとかそういうことではありませんで、とにかく暮らしやすく安全で過ごしていただける、そういう地域を作りたいということであります。辺地債が適用になるのかどうなのか、ちょっと私はわかりませんので後ほど水道課長からお答えをいただきます。そういうことで極力早く安心して使っていただける水道に変えていくということで、その情をわかっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あとは対応を迅速に、それは当然でありますし、軽減に努めよ、これも当然であります。極力そういうことができるように対応しなければならないと思っております。能力に応じての負担、これはもう全く基本の基本でありますので、能力以上のことをしてもそれはできないわけであります。また能力以下であってはならないということです。応能という部分をきちんとわきまえながらやっていきたい。

## 2 介護保険の保険料、利用料の減免について

保険料についても同じであります、来年どうなるかはまだわかりませんが、極力低く抑えられればそれにこしたことはないので、私たちも一層そういうことに留意をしながら、また来年度予算の編成にあたっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

### 財政課長 1 合併にともなう市水道への簡易水道の統合について

簡易水道の整備について辺地債が該当するかどうかということでありますが、該当になります。したがって元利の8割くらいですか、交付税算入になります。以上です。

議長 質問順位17番、議席番号26番・阿部俊夫君。

阿部俊夫君 それでは通告にしたがって一般質問させていただきますが、3年間全くブランクがありまして、ちょっと議員辞職以来、議会だよりだとか広報だとかあるいは予算や財政に関することにも、非常になんといひますかあまり興味を持たないでございまして、日進月歩のこの政治の世界ですけれども、特に市町村合併等があつて目まぐるしく変わるなかで、非常にピンとずれの点多いかなと思います。本当に議員の皆さん方のいろいろな疑問を聞いておつて、それぞれ勉強して本当に努力をしてここに臨んできたんだなあ、ということを感じました。そんなことでこれから私も勉強して追いつくようにいたしますので、そういう点をお願いいたします。

### 1 政治には理念が必要と思うが公約に対する理念を伺いたい。

まず第1点、公約に対する理念をどのように考えているのかをお聞かせいただきたいということで通告をいたしました。我々議員というのは本来 私は自分自身政治家でなんかない、こう思います。というのはやはり30人の皆さん方もそうでしょうけれども、選挙の際には6万3,000人の市民の皆さん方にいろんな夢を語り、いろんな公約をし、それぞれいろんなことを訴えて多岐に渡る公約をしてきたとこういうふうにするわけですが、しかしながら我々は残念なことに財政の裏づけがありません。そういう点で市長、首長というのは予算に編成権もある。こういうことをやりたいと予算を組める。そしてまた議会の皆さん方に提

案をして、そして議決を得ればその執行権を握っておると。そういったことでやはり私は公約とか政治に対する理念、信念というものをしっかりと持っていたきたい。そういったことでこの第1番目の質問を掲げました。

昨日から町長選挙のことでということで、私もこの文章の中にそういったことを書いたんですけれども、先ほど水道料のこと、あるいは昨日は樋口議員の町長公用車のこと、それぞれお話がありました。私は今日、ここへ具体的な財源根拠を4点掲げた、こういうふうを書いて通告をしたわけですが、このことについても先ほどそれぞれ市長の方から触れられております。当時と今は全然もう、留保資金からあるいはこの職員の数、いろんな点が全く変わってきているわけですが、当時どういことをおっしゃったのかな、そんなことを思い出しながらここに実はちょっと書いてきました。

まず第1点、市長あなたがおっしゃったこと。それはやはり水道料金は必ず下げられる。そして一番の節約になるのは人件費だと、こういうお話をずっとされておられました。当時、市長のお話で10人の職員があると。しかしながら平成14年に水道の法律改正があって、水質の管理部門を除けばすべてが民間委託にできる、こういうお話をされました。水質の管理部門というと何人かと。これは2人だと、おふたり。市長は水道課におられたから、よく私はそういったことが、わかるんですとこういう話をされました。ふたりということは後8人いない。8×8で6,400万円浮く。民間委託すると2,400万円。具体的な数字を挙げておっしゃったわけですが、そうすると4,000万円単純に浮きます。

それから2点目、これ水道課と下水道課の統合。料金徴収の委託料が3,000万円浮く。

3点目。9,000戸の町内に配っておる領収書のコマーシャルベースを使うとだいたい1億円。それから先ほど留保資金の投げ出しはしないと。私は留保資金の性格からいって、市長が今、言ったことが正しいと思いますけれども、しかしながら当時、6億3,000万円の留保資金がある。しかしながら借金も5億3,000万円ある。ですから、1億円あるから全然心配はらない、そういったことでお話をしたわけでございます。

そんなことで政治というのは、私はずっとやってみて結果がすべてだと、こういうふう理解をしております。そんなことで結果はそうではないんじゃないか、そういうふう感じております。

それから昨日、樋口議員の町長公用車のことですけれども、これは商工会の青年部の際には車の管理費が500万円浮くと、こういったことをおっしゃいましたし、文化会館では

残念なことに渡辺繁美さんは今回当選ができませんでしたが、渡辺繁美さんが町長公用車のことを質問いたしました。その際に市長、あなたがおっしゃったことは、公用車の廃止については町長公用車も含めて町の車の部分、これを全部民間委託をすすめます。こういうことをおっしゃったわけです。それで町長公用車のみならずということは、スクールバスあるいは保育所の送迎。それからもう1点、福祉バス。これは非常に不備がある。それこそ地元の法音寺の皆さん方のところは通らない。野中の方は朝は通るけれど夕方は通らない。そういう不備もあるから一切、民間委託に踏みきると、こういうようなお話をされ

ました。

私はそれこそ予算書やそういったものを見ておりませんので、これから勉強をしてそういったことがどういうふうになって移ってきているのかこれから注目をしていきたいと思えますけれども。その上に町長公用車はそのままに運転手を民間委託をしたと。これも予算書を見ておりません。間違っていたら私は訂正をしなければなりませんけれども、500万円。それから水道料の一番削減の人員費は、1人800万円とおっしゃいましたけれども、800万円は民間からみたら3倍だと、4倍近い3倍だと、こういうお話をしておられたんですけれども。500万円というのを私は数字はよくわかりませんけれども、500万円の根拠というのはどういうことなのか。とてもちょっと理解ができませんのでその点もお伺いをしたいと思います。

あとここへいろいろ通告にも書きましたけれども、昨日出た子育て支援基金設立。こんなことはすごく素晴らしいことで、10億円というような具体的な数字も挙げ、10億円くらい集めたいというようなお話をされましたけれども。これはやはりこれからの子供たちを育てる、少子化というのがどういうことか、日本の国がみんなおかしくなってしまうと。少子化は生産人口の減少を招く。生産人口の減少は当然、税収の不足が出てくる。高齢化はどうなるか。医療費はどんどんかかる、年金もかかる。福祉でもあらゆる面で支出がどんどん増えるから、日本の国はこんなおかしなことになったわけですから。そういう点で子育て支援、こういったことはやはり国家事業としてもやらなければいけない素晴らしい政策だと思います。樋口議員にお答えしたように、ぜひ取り組んでいただきたい。そんなことで1番目を終わります。

## 2 今後の市町村合併への市長の基本的姿勢を伺いたい。

今後の市町村合併への市長の基本的姿勢を伺いたいということで通告をいたしました。まだ南魚沼市が誕生したばかりなわけですけれども、明治維新の時にはこれが7万からの全国市町村ありました。明治21年、22年、明治の大合併で1万2,000ぐらいになった。昭和の大合併、この時には今合併以前の、南魚沼郡17市町村が4町になった。そういった経過できて、いわゆる昭和の大合併ですときている。私が議員を辞める時には、3,217の全国の市町村がありました。それが今回の合併で1,800ばかりになる。ですけれども国家財政、今朝も720何兆円、今年度末には800兆円になるなんとする膨大に破綻的な財政状況は、財務省、総務省これからまだまだ市町村合併を進めてきます。そうした際に最終的にどのくらいにするか。国の考えていることは300だそうです、300。今、衆議院の小選挙区が全国でちょうど300ですから、では我々のところを当てはめて考えれば長岡、小千谷、川口から魚沼市、南魚沼市、湯沢。これから地域はいろいろなことであれでしょうけれども、しかしまだまだそういったことはどんどんやはり進めてくるんじゃないかなと、そういう気がいたします。

そんな時まだやっと3町一緒になって南魚沼市は誕生したばかりだと。議会でもいろんな皆さんから、いろんな話をされて、てんやわんやのなかでとてもそんな考えにはなれない

かもしれませんが、広域連合の解散ということが市長の所信表明のなかでもありました。そしてずっと湯沢町とは4町一緒になってきたわけです。そんなことでやはりこれからの、合併したばかりですけれども湯沢というものをどういうふうに考えていくのか。

確かに財政威力指数は高いですけれども、人口は4町のなかで一番減少率が激しかった。一方的に偏った観光産業、産業構造。その観光産業がいろいろ皆さんからお話が出て、市長も答弁していたようにどんどん、どんどん減少してくる。非常に大変な状況。バブルの時代のマンションの部屋の数。2,900世帯の定住世帯に対して1万3,000も4,000も部屋があるなんてこれは異常です。固定資産税だって取れない。21億円にもなっている。

そういった非常に大変ななか、貧しい町同士がくっついて、我々もそうですけれども決して知恵を出さなかったら我々だって同じことだと。いいことなんかありません。皆さんが言ったように4,500万人の関東圏の人口を、どうやって視野に入れて市場として我々やっていくか。そういったことをやはり考えなきゃいけないと思うんですけれども。とりあえず300なんていう視野じゃなくても、湯沢町。新しい町長も誕生いたしました。相手のあることです。相手は嫌だといえ、もうそんなことはできませんけれども、その点どういうふうな対応を湯沢町に対してやっていくのか、お伺いをしたいと思います。時間がなくなりました。

### 3 大型基幹病院の位置について伺いたい。

次に3点目、大型基幹病院の位置について。これはもう昨日、井上正三議員の質問に対して、大和町だ、こういうことでお話をいただきました。笠原議員からこの後、詳しい内容についてのお話がありますけれども、私はこれがどうも納得できないんです。十日町は地域中核病院と格上げをして、それでなんといいですか納得したんでしょうが、ですけれどもやっぱり大型基幹病院の持っている機能というのは、やはり他の病院では代替えができない、そういうふうに考えます。そして十日町圏、南魚六日町圏、小出圏、3つそれぞれ広域がありますけれども、常に救急救命患者搬送数を見るとこの5年くらいずっとだいたい同じ数字。遠山議員は消防署にいてよくわかりでしょうけれども。昨年の数字を見ても、十日町圏、南魚沼圏が救急救命患者搬送数が78.5パーセント。小出圏は21パーセント。病院の定員の数を見ると十日町圏、南魚圏が89.3パーセント。小出圏が10.7パーセント。この大型病院は何を目的とするのか。やはり町民の皆さん方のやはり生命だろうと思う。どういう事情でこういう議論になって私はずっとこういうこと関係しなかったかがわかりませんが、議会でも基幹病院の特別委員会を作っていた。百年の大計として、よくやはり議論をしていただきたいと、こう思います。

南魚圏のなかでも、またこの南魚圏のなかの分析での湯沢分署、本署、大和分署。救急患者搬送数が湯沢分署と本署を合わせると87パーセント。それから定員についても湯沢分署と本署を合わせると86.7パーセント。大和は13パーセント、両方とも。こういった数字を見てやはりこの救急病院は、他の病院で代替えができないという以上は、何のための病院なのか。こういったことをしっかりとやはり、まだ建設をしていないわけですからぜひ願

いしたいとおもいます。

4 チェックを受ける立場として議員定数について伺いたい。

それから最後にチェックを受ける立場として、議員定数についてお伺いをしたいということです。これはこういうことを言えば、そんなことは議会の中で勝手にやりなさいと、こういうことでしょうけれども。私は選挙の公約の中、一番やはり手紙がきたり電話がきたりしたのは、わずかな期間でしたけれども、これについていろんな反応がありました。それとあわせて職員の数、このことも本議会で冒頭に一般質問を中沢議員がお話をいたしました。一般市民の感情として職員の数、それから議員の数、こういったことに対して非常に市民の皆さん方は敏感です。そういったことで一言、お答えをいただけたらというふうに考えます。

ちなみに新潟市は政令都市を目指して今、81万人、今度は56人の定数になるそうです。巻町は新潟市に合併をして、巻町は六日町より人口が多い3万1,000人の人口ですけれども、たった3人です。新潟市は56人。市で一番大きいということ皆さんご承知の横浜市というのがありますけれども、これは357万人。これは新潟県の人口より多いんです。議員定数92名です。六日町議会の3倍です。人口は何倍になるのか、350万人と6万3,000人ですから、50何倍ですかね、それぐらいですけれども。これは極端な比較ですけれども、やはりそういう点で市民の皆さん方も、非常に敏感だということなんです。財政的な面もありますし、自分でチェックを受ける議会の議員定数についてお伺いをしたいとおもいます。

私は会派が1人ですので時間が30分しかありません。しかしながら8人の会派の皆さん方は、4時間時間があります。じっくりと政策の論議をやって、これで4時間執行部とすり合わせをすればやれるわけですから、そういうための会派だと思しますので、ぜひ私も今度は会派へ入れていただいたら、そういうふうに勉強していきたいと思いますが、よろしくお願ひします。ではお願ひします。

市長 阿部議員の質問にお答えいたします。この質問項目の1については、最後にご答弁を申し上げます。

2 今後の市町村合併への市長の基本的姿勢についてを伺いたい。

2番目から入りますけれども、市町村合併の市長の基本的姿勢、特に湯沢ということであります。いろいろは申し上げませんが、私の方から今の段階で湯沢町に合併を持ちかけることは謹みたいと思っております。ただ、湯沢さんが合併について協議をしようということであれば、これは受けていこうと思っておりますけれども。今、私どもの方から呼びかけは、議員おっしゃったように町長もかわったばかりでありますし、そういうなかではもう少し様子を見たい。本来のかたちは、南魚沼一つというこれが1番いいかたちでありますから、本来はそうあるべきとは思いますが、今の段階で私の方から行動に出ることはない、ということにひとつご理解をいただきたいと思ひます。

3 大型基幹病院の位置について伺いたい。

基幹病院の位置についてでありますけれども、これはご承知だと思いますが魚沼地域基幹病院建設推進協議会。これは知事が5月に南魚沼市の六日町においでいただいた際に、早く

基幹病院の位置も含めて決定をしていただきたいという陳情を私どもが申し上げたわけです。そこで知事は、それはひとつ地元の皆さんできちんと協議をして合意をしてきてください、ということでボールを投げ返されましたので、こちらから言いますと湯沢町長、私、魚沼市長、十日町市長、津南町長、この首長5名、いわゆる魚沼地域すべてであります。そして旧3郡の医師会長であります。この地域が中澤先生でありますし、十日町地域が大熊先生とおっしゃるんですか、それから小出、川口、小千谷というこの部分が庭山先生。この皆さん方で協議をさせていただきまして、それぞれ議論はありました。

議論はありましたが最終的に一つは患者のための病院であるということ間違いありません。ただ、その理想にだけ追われて、医師がこない病院であっては困る。医師のまず通勤メリット、これを考えますと、もう新幹線駅の近くでなければほぼ医師を確保することは難しいという状況をご説明いただきました。それぞれ医師会の皆さん方もそういうお話であります。

もう1つ大和地域に今、インターチェンジのETC専用でありますけれども、社会実験を行っておりますが、これを恒久化することによって当初言われていた時間距離を短縮できるということでもあります。当初12年ごろから始まった検討の中です。そういう部門も含めて、あといろいろ例えば用地の単価とかそういうことだってこれは問題になるだろうと。ただそれは要因ではない。要因ではありませんが問題にはなるだろうということでしたけれども、そういうことも含めて最終的には、全員の皆さん方が一致をして大和地域に、いわゆる浦佐地域ですね。この陰にはやはり今ある市立ゆきぐに大和病院、この存在も相当大きいものと思いますし、その当時の北魚沼、今は魚沼市であります。魚沼市がやはり小出病院の改築問題をきっかけに、この基幹病院構想が県から出てきたわけであります。そして12年からの協議の中では、魚野川筋で北魚沼に限りなく近い南魚沼地域、という合意的な部分もあったわけでありまして、いろいろの場面を斟酌をしてその大和地域ということでもあります。

それで阿部議員さっきおっしゃった1分1秒であります。1分1秒で今、今ですね今、私たちの地域は、救急いわゆる高度医療をほどこさなければならぬという救急救命の部分については、ほとんどが長岡の日赤であります。これが今度は浦佐地域にできるということであれば、もう数段の差が出てくるわけです。ですから相当の救命率は上がると。ただ六日町に作ったとしたらどうだと、これは出てきます。そうすると今度は小出側もそれは数が少ないにしても、救命率がその部分では若干下がるということ。

もう1つは十日町病院。これが十日町の皆さん方は2.5次医療。3次と2次の中間いわゆる2.5次医療。救急救命以外はすべて完結できる、その病院にしたいと。そういうなかで六日町地域にこの3次医療を施す基幹病院が設置された場合には、2.5次というのは非常に難しくなるのではないかと、こういう懸念も若干あったように聞いております。いろいろありましたが、全会一致でこういうかたちになりました。ですので私どもはそれに向けてこれから準備を進めてくるということでもあります。メリット、デメリットお互いあります。

どこの地域にありましてですね。ですから総合的に判断をして大和地域が一番良かったというふうに今でも私は確信しておりますのでご理解をいただきたいと思います。

4 チェックを受ける立場として、議員定数について伺いたい。

チェックを受ける立場としての議員定数ということですが、これは私は何人でいいということはちょっと申し上げられませんが、一般市民の皆さんも職員も同じでありますけれども、私どもも含めて職員も同じ。そして議会の皆さんも同じだと思いますが、とにかくその職務に専念をして市民の皆さん方のために一生懸命働いていただければ、30人以上というわけにはいきません。これは法律で決まっております。30人多いとか、議員の定数を減らせとかという議論は、私は出てこないものだというふうに考えております。

財政的にもちょっといつか申し上げましたが、皆さん方はこの合併前は、合わせて60名の議員であった。それを30名に減らした。そしてその財政効果は議員の皆さん方の報酬を2割アップいたしましても年間5,000万円。これだけの財政効果が出ているわけでありますから、どうぞひとつ胸を張って、自信を持っていわゆる市議会議員の活動にあたっていただきたい。それでまた市民の皆さん方のなかから、定数を減らせとか、そういう問題が出ればそれはまた別でありますけれども、私の立場としては法律で定められた30名これで十分、・・・十分という言い方も変ですけども、これになんらこう疑問も持ちませんし、チェックはできれば確かに大勢の方がいいわけですね。大勢の目があった方がチェック体制は整うということですが、ただ人口で割っておりますので、300万人いても90人とか、その理論でいきますと、例えば湯沢くらいのところは3人とか5人とか1人とかということになっていく。これはやはり最低限度という数字がありますから、それはご承知でしょうけれども。私は議会の皆さん方の定数は、このままで十分結構だというふうに私は思っております。以上であります。

1 政治には理念が必要と思うが公約に対する理念を伺いたい。

さて、最後になりますが、1番最初のまずこの公約に対する理念を伺いたい。その後に個別にいろいろ申し上げますが。私の公約の理念とは、公約とうのはもう読んで字の如しでありますけれども、これは口の約束ではなくて、公にやったものがこれが公約だと。それはやはり実行していくのが、当然自分の責任だというふうに考えております。きざっばいようでありますけれどもマックス・ウエーバーの政治指導者の名誉。これは自らの行為の責任を、自分ひとりで負うところにある。この責任を他に転嫁したり逃れたりすることはできないということであります。私はそれを信念としてこれからも市長職を全うしていきたいと思っております。

さて、具体的なことに触れます。この通告をいただいた順にお答えをいたします。公用車の廃止。これは民間委託。公用車の廃止ということではなくて、昨日申し上げた民間委託を進めるということでありまして町長車 当時の町長車は今はいませんが、まだ若干の車検期間が残っておりますのでわざわざそれを廃止する必要はなかったわけでありますから。ただ運転手を民間委託にいたしました。このことによりまして、それまでこの町

長車の維持管理も含めてかかっていた費用が、確か1,080万円だと思います。運転手に委託をいたしまして、運転手の費用は、特別の場合があれば別ですけども一般的には年間480万円で委託をいたしました。あとは燃料費とかですねいろいろの部分がある。ですから約500万円そこで節約できたというのはそういう根拠であります。

今、塩沢さんと合併をいたしましてこの公用車は塩沢町が5年契約でリースをした、やっぱりいわゆる委託をしている車であります。これを解約いたしますと非常に不利になると。今まで使っておりました六日町、南魚沼市の公用車は来年もう1年ちょっと車検があるそうありますから、何か上手く利用ができればと思っておりますけれども、今はほとんど使用をしておりません。議長さんに、もしそういう時に利用可能であったらどうぞお使いくださいということは申し上げてありますけれども、他の車を買う時に下取りをしていただくということでなければ、もう廃車寸前でありますので。旧大和の町長車については、他の車を買って替える時に下取りをしていただいて、若干でも高い値段で引き取っていただいたということあります。今の旧六日町の町長車についてもそういう方向を取った方が一番いいのかなと。ただ、公売でもしまして、栃尾みたいにやって高値で買ってくれるという部分が出ればそれはいいですけども、なかなかそういうことにはいかないと思っておりますが。公用車云々につきましてはそういうことでありまして、今、すべて民間委託になっております、これは。

あとバスとか、それぞれのものについても進められるものは、もうどんどん進めていかなきゃなりません。実際、大和地域の方でスクールバス等は、民間にも委託してあったわけあります。今、この福祉バスはほとんどが 車は市の車がまだあるものは使っていますけれども シルバー人材センターを含めての、運転の方はほとんどがみな委託であります。そういうふうに進めております。まだ100パーセント完了というところにはいきません。

公約の部分について触れますけれども、公約は長期的に果たしていかなければならないものと、短期的にやらなければならないものと、こういうふうにあるわけでありまして、すべて言ったことが明日できるということではございません。これはおわかりだと思います。そこでまたもう1ついきますが、この水道料の50パーセントと単に書いてありますが、私は25から50というふうに確か言ったと思います。それでどなたかのご質問の時に答えいたしました。今、この基本料金に換算をいたしますと、値下げ部分は22.33パーセント下げているということあります。これは長期的に考えていかなければならない。そして人件費は先ほど申し上げましたように、あの当時のですね、あの当時の六日町、今は44人体制を22人ですから半分にしてあります。そしてこの管理部門、これにつきましては管理というのは広域水道企業団の部分の指したわけでありまして、当然管理をする職員、管理だけの職員であれば2人で十分だと。あとは今も一般的な管理部門は、あれはなんていうところだったか、荏原さんですかここに全部委託をしてあります。

コマーシャル。これはなかなか実現しませんでした。私は直接自分でもちょっと大手の企業にお話を申し上げてきましたが、その後、全然返事がきません。きませんのでまた返事ぐ

らいはと思っておりますけれども、これがなかなかコマーシャルベースにはならないようでありました。他の市の例もとりながら私はそういうことができればということで申し上げましたけれども、これは今のところちょっと不発であります。

それから留保資金の流用、利用といいますか、これはどうしてもない部分が出た際にはそれは流用しなきゃならない。ただそれをしないで何とかしていきたい、そういう思いであります。もう生活に耐えられない部分が出てくるとか、いわゆる公約部分で全く達成がもう困難で、そういう時にじゃあ一時しのぎでそれを使っていいかといいますと、私はそういう考え方ではごくありませんけれども、緊急時、非常時にはこれは使わなきゃならんと思います。けれども今、この資金を使って値下げをすぐ短期間のうちに一時的にやるということはまだ選択はしません。

これからも先ほど申し上げましたように水需要を増やす、この方法を。これが利用率が8割、7割、8割になりますと、もう料金なんて本当の話ですけども半分近くまで下げられるわけありますから、このことに全力を尽くさせていただく。これは公約で25から50という話を申し上げておりますので、限りなくそれに近いように一生懸命頑張らさせていただきます。まだ蛇足で申し上げますけれども、私は六日町町長に就任をして1年7ヶ月、南魚沼市長になって1年1ヶ月であります。普通にいっても任期は4年あるわけありますから、中間でのマニフェストの達成度はどうだということであれば結構であります。ここで全く実行されているとは思えない、というふうにおっしゃられるのは非常に心外であります。

それからミニ市場公募債の発行。これはご承知だと思いますけれども当時、六日町の小学校にプールができなかったわけあります。どういう財政事情だったか私はわかりませんが、これを早急にやはり作らなきゃならん。財政的に無理があるのであれば、このミニ市場公募債を発行してでもすぐ作ります。大巻中学校の体育館ももし財政事情がそうであれば、このことを活用して作ります。これは公約申し上げました。

しかし私が15年の4月に当選をしましたら、6月には六日町小学校のプールは、国庫補助金が内定をしたわけあります。補助金が付くものにこの市場公募債使う必要は全くありませんから今、使っておりません。大巻中学校の体育館も翌年度に国庫補助金をいただいて建設をしたところあります。ですから補助金をもらうというのが一番有利な方法ありますから、この市場公募債を使う理由は全くないわけあります。これは手段として申し上げたわけあります。どうでもこれを発行して作るということではなくて、いよいよの時はこういう手もあると。ですから一日も早く作ると。そのことはもう実行いたしました。100パーセント終わっております。

子育て支援基金。これも今ほどもう申し上げたとおりでありますから、いろいろは申し上げますけれども、基金の設立、創設については非常に厳しいけれども市としても、先ほど全般申し上げました24億円という、その合併基金を活用しながらやっつけよう。そこに市民の皆さん方から、少しでもひとつ協力を願いたい。これはまた継続をして呼びかけさせていただきます。

もうひとつコシヒカリ産地として減反の即刻解消ということがあります。私はそういうことを申し上げた覚えはひとつもございません。一日でも早くこの 当時の六日町でありますけど 六日町の田んぼというところに一日でも早く全部作付けができるようにやっていきたい。即刻解消なんていうことはできるはずがないわけであります。そのためにやっぱり適地適産を強く国・県に働きかけなきゃならんと、そういう思いで頑張らせていただく。そして一日も早くそういう時期が来るように努めたい。そのいろいろ努力をした結果が、昨年はいわゆる50ヘクタールですね、旧六日町地内には調整面積のほかに50ヘクタール地域間調整ができて、作付け増を果たさせていただきました。

今年はこれも申し上げましたが、今の南魚沼市ではなくて大和、六日町の合併した南魚沼市に100ヘクタール、国・県からの配分より余計に作付けをさせていただいたということであります。今年の100ヘクタールにつきましては、震災関連も相当ありました。しかしこの面積はおおむね大和、六日町地域の農家の皆さん方から、今年にはこのくらい作付けできる、したい、その部分を100パーセントとはいいいませんけれどもほぼ満たした数値ではありました。ほぼ満たした数値である。ですから150から200ヘクタール、この部分が地域間調整をできれば、これは旧で塩沢の皆さんには申しわけないんですけども、旧南魚沼市内の作りたい田んぼにはほとんど作れる状況がくる、光明は見えているというところがあります。

ただ、今年はまだ状況が変わっておりまして、3,500トンですか、これがまた減らされているわけでありますので、この配分が今日、県からなされているようでありますが、今の内々的な情報によりますと、どうも60ヘクタールですか、くらい去年より作付面積が減になるという数値が・・・・(「60町歩くらい増えたということです」の声あり)だから作付けできないということでしょう。(「いえ、作付けできる」の声あり)60町歩増えたということですか。(「はい」の声あり)60町歩増えたそうであります。もうそうすれば、ばんばんざいの万歳で、この上にまた地域間調整でもありまして、できれば100ヘクタールということも夢ではないということであります。60町歩増えたということでありますから、安堵をしたところであります。

ということでありまして、政治の世界は結果がすべてと。十分承知をいたしております。私も自分で申し上げたことに責任を感じながら、日々やっぱりその遂行に努めていきたいというふうに考えております。政治家の理念というのは那邊にあるのかと。これはそれぞれの皆さん方が違うわけでありますから、私の究極的な理念と申しますかこれは、やはり自分の思った道、そこを進むということであります。あちこちにぶれないと。そこが私の信念だと思っております。以上であります。

阿部俊夫君 ありがとうございます。

1 政治には理念が必要と思うが公約に対する理念を伺いたい。

1の部分についてはそれぞれまた見解の相違もいろいろありますので、これは政治の世界ですから、またいちいちもうここでは議論はいたしません。時間もありませんし、やり始め

るとあれですからやめます。

### 3 大型基幹病院の位置について伺いたい。

ただ3番目の基幹病院のこれはやはり、もう全会一致ということで、それぞれ代表者が出て十日町圏域の皆さん方もみんな出席をしておられたわけですし、南魚の医師会長さんもおられたりということですが、非常に私は残念だなと。100年の大計でということを行いました、医師の確保ということ。医者がいなければこれはもうどうしようもないということですからそれはあれですけれども、新幹線の問題なんていうのであれば、これは湯沢でも大和で。群馬県なんか上毛高原と高崎きりの、県の中でもそんな程度なんですけれども、そういう点では何とかこれはならないのかなと。

決定をして県の方でもそういう動きというように、これから今度は用地とかもみなしていくんでしょうけれども、何とかなのであれば何とかしてもらいたいなという、諦めきれない気持ちを非常に持っております。これは半ば決まったということではあるのですが、また議会で委員会等でもあれですが、まげられないのかどうか。まげられないというそういう市長の意思を聞いたわけですが、どうもこれはやっぱり皆でもってまげてもらいたいなということを、痛切に感じております。

### 4 チェックを受ける立場として、議員定数について伺いたい。

それから議員定数のことなんかそれは市長がおっしゃるように、議会で勝手に決めろと。一昔前、市町村合併の頃なんていうのは、五十沢の奥、それから後山や辻又やあるいは栃窪だとか皆、道踏みをして歩いてきて、みんな泊りがけで議会をやったというような時代。電話もないし何もない、交通の手段も通信手段もない時代はやっぱりあれですけれど。今はやはり市民の皆さん方も不況の中で、職員の数だとかあるいは議員の数に非常に敏感で、いろいろなところに出るとそういう話ばかり聞きますものですから。これは議会でもって議論をやれと、こういうことですがそれはそのとおりだと思いますのでそれで結構です。時間が中途半端になりますので以上で終わります。

### 市長 3 大型基幹病院の位置について伺いたい。

基幹病院の件であります。これはもう知事もですね、ご承知のように10月31日にタウンミーティングの際に、大和病院の屋上から周辺を視察しております。その他にも若干考えるところを確か視察したと思っておりますが、そこまで進んでおりますし、今議会の冒頭に申し上げましたように、基幹病院ももう新大との連携をどうするかというところまで事態が進んでおりますので、ここで立地場所について、また例えば六日町側だとか、あるいは小出側だとかという話が出るようですと、もうこれは混乱の極みでありまして、基幹病院は見送りというかたちが出るというふうに私は感じております。

どこの位置にあっても、先ほど申し上げましたように100パーセント満足ということはありませんので、そういう意味でひとつご理解を賜りたいということでもあります。一応、全市町長、医師会長、100パーセント納得をしてのことでもありますのでご理解を賜りたいと。

### 4 チェックを受ける立場として、議員定数について伺いたい。

議員定数については申し上げたとおりであります。

議長 質問順位18番、議席番号3番・宮田俊之君。

宮田俊之君 この度の一般質問に先立ちまして、一言御礼申し上げたいと思います。先に執行されました本市議会議員選挙におきまして、多くの方から応援していただき大変光栄と感じております。全くの新人ですので、評価というよりも期待を込めていただいたと思っており、真剣に取り組まなければならないと決意も新たにしております。応援をいただいた皆様には、心より感謝申し上げます。初めての一般質問であり大変緊張しておりますが、精一杯、質問、提案を申し上げますので、今後の議員活動を含め議員各位、市執行部の皆様には暖かく見守っていただければ幸いです。

それでは通告にしたがいまして一般質問を行わせていただきます。私の質問の主眼は新南魚沼市にとって、市長も繰り返し言われておられます基幹産業としての農業についてのことです。私は魚沼こしひかりと総称されている塩沢産、南魚沼産のこしひかりブランドを守り続け、今後も農家の高収入の確保や観光資源としてのこしひかりの利用についてこの取り組みの内容について伺いたいと思います。市の名前に全国トップブランドである魚沼を使っているということは、周辺の米産地にとっても大変な責任であり、市内で起こる事件、事故がブランドイメージに直結するという危機感を持っていただきたいと思っております。今までの一般質問での生産問題に対する質問と少し違う角度で、観光的な視点でお尋ね申し上げます。前段に気になることについて2点質問を申し上げ、その後1点提案を申し上げたいと思います。

#### 1 田畑周辺での除草剤使用について

まず田畑周辺での除草剤の使用についてであります。この問題につきましては愛犬団体からの要望もありますが、農業生産者と意識のギャップもあることは承知しております。例えば飼い犬のマナーなどです。ただ魚沼産こしひかりブランドを守るという視点からご質問申し上げます。田畑周辺、特に畦道でペット、主に犬であります。除草剤と思われるものを口にして、死亡または病院に搬送される事件が後をたたないという問題です。愛犬家の悲しみは計り知れず同情を申し上げますが、このことはペットだけではなく、もし万が一にも散歩中の保育園児の口に入るなどの危険性も含んでおります。

私が犬のブリーダーに聞くところによると、体重が20キロ程度の大型犬でも死亡している事例がある。犬の散歩については極力畦道は避け、帰ってきたら犬の足をよく洗浄するように指導をしているということでした。先日、埼玉県では野犬の駆除を目的にした独自の餌を誤って口にされたペット犬が死亡しており、これが行政の事業だったことで大きく全国のニュースとなっております。もしも子供たちまたはペットの犬に対してだけでも米の生産現場で起きている事件として取り上げられた場合、消費者の魚沼産に対するイメージはどのようなのでしょうか。問題意識の有無と対応についてお尋ねいたします。

#### 2 ゴミ焼却場での排煙と焼却ゴミ減量のPRの必要性について

次にゴミ焼却場での排煙と焼却ゴミ減量のPRの必要性についてであります。この旧塩沢

町島新田地区にあります焼却場の問題につきましては、旧塩沢町議会ではずいぶん議論が交わされておりました。合併後、皆様に自らの市内の、地元負担の大きい施設との新たな認識をいただいた上でご質問を申し上げます。この焼却場の煙突から日中に黒っぽい煙が上がっており、大きな帯となり大気中を漂っております。職員の方が夜間焼却を行ったりと、努力されていることは承知しております。ですがこの日中に上がる煙については、当市を訪れる観光客に対してあまり目に入れたくない光景であると同時に、もし悪意を持って報道されれば大変な問題になると考えております。

かなり以前ではありますが、さいたま所沢市のダイオキシン問題について、ずいぶんと生産者の被害がございました。まずはこの焼却ごみの量が多すぎるのか、それとも煙が出てしまう構造上の問題なのかをお尋ねいたします。関連して本年3月の市長所信表明では、家庭ごみの減量についてディスポーザーも取り上げられております。これは行政支援のもと各家庭が徹底して導入を行えば、焼却ゴミのなかでも特に生ゴミに対して大変な有効な手立てだと考えております。このことは下水道事業とも連動しており、今後の導入プロセスについてお伺いいたします。

また観光イベントに際して旧塩沢町では飲食の提供を行う際に、塗りもののお椀やお箸を使用し、ゴミゼロのための啓蒙を行いました。またお隣、湯沢町では収穫祭時にリユース食器を利用したり、中学生と一緒にゴミの分別を行うなどでイベントゴミの大幅縮減に成功しており、それ以上に環境にやさしい観光地としてPRに成功していることと思います。良いところは見習うべきではないでしょうか。

### 3 魚沼産こしひかりブランドを高めるための庁内連携の提案

以上2点だけ質問いたしました。ほかにも日本一のブランドを守り育てるために行わなければならない施策は多数あると思っております。そのために庁内にてすぐに取り組むことができるであろう提案を申し上げます。私自身の感覚として行政組織が大きくなり、課や係が増えた結果、右手で行っていることを左手が知らないというわけにはいかず、市長には庁内の各事業について一つの方向を示し、コーディネートをするという大切な役目があると考えます。そのために市、行政組織は一丸となって連携を強化するために1つ提案を申し上げます。

例えばこしひかりについて各課の取り組みをみてみますと、少し残念な点が見て取れます。例えば農林課では対外的な挨拶の場面で1合入りの白米を配布するような準備をしておられるようですが、マスコミ対応を含め市のPRを行う商工観光課の方では、あまり実践されてないようです。また旧塩沢町では塩沢「新米キャンペーン」と称して飲食店、宿泊業者を巻き込んで、間違いのないおいしい本物のこしひかりを、ぜひこの地に食べに来ていただきたいという思いで町おこしを行っておりますが、同時期に六日町でも「らいす・ぬーぼー」祭りとして首都圏PRなどを行っております。

まだ合併後、間もないですから仕方がないと思いますが、行政機関として高い米価の維持、魚沼産というネームバリューを使った町おこしなどの取り組みに対して、恒久的に1本筋の

とおったコンセプトの構築を行っていただきたいと思います。そのために各課より現場担当の多い若手職員を中心にガイドアドバイザーなどを加えたチーム、例えば「ザ、こしひかりプロジェクト」と称するようなワーキンググループを組織していただきたいと思います。各課それぞれがばらばらに考えるのではなく、このチームが構築するコンセプトに対して各課が何ができるかと、従来とは逆に事業企画を行って目指すところをはっきりとし、外から見たときに統一感が持てるロスの少ない事業を展開していただければと思います。もしも前向きに取り組んでいただけるのであれば時期、構成など方針についてもご答弁をお願いいたします。

#### 4 出産や子育て支援の拡充に関して

続きまして出産や子育て支援の拡充についてです。昨日の樋口議員の質問に対する答弁の中で市長は、一つの行政では少子化対策などには限界があると話されておられました。私は少し疑問に感じました。なぜなら国が大きく取り組めないことだからこそ、県下でも9番目に大きな市となり予算額も大きくなったメリットを出すチャンスだと考えるからです。そのなかでめりはりを出し地域間競争を打ち勝つために、出産、子育てをするなら南魚沼市だと全国にPRをしていただきたいと思います。この南魚沼市は言うまでもなく関東から高速道、新幹線などの好条件が整い、人口を減らす要因は少ないと考えております。そのなかで出産や子育てにやさしい市政は、女性が定住または嫁ぐ時に大変大きな魅力になると思います。

市長は子育て支援基金事業について言及されておられましたが、一つの目玉事業として不妊治療外来についてお尋ねいたします。基幹病院設置が旧大和町に行われることが決定しているなかで、市直営であるゆきぐに大和病院の役割が議論されております。せっかくの市の直営病院ですので、めりはりを持った地域医療を行っていただきたいと思います。そのなかでこの不妊治療に関して県の補助施策はあるものと伺っておりますが、例えばご夫婦で思い切って治療に訪れても保険適用外となり、高額な医療費を前に治療や相談をあきらめる夫婦があると聞いております。昨日も出生率について夫婦となってからは2.1人と、この地域では高いんだという話が出ておりましたが、その裏では赤ちゃんが産みたくても産めない女性がいることを忘れないでいただきたいと思います。

そのために大学病院と連携をし、医師を招へいし、研究施設としても誘致を行い、全国から注目される南魚沼市の取り組みとしていただきたいと思います。またせっかく子育て支援課というわかりやすい課名がありますし、県立六日町病院が産婦人科を継続し、小児科医師の常勤による出生新生児の夜間受診が可能となっており、市民は少し安心をしております。この派遣をされている医師への待遇を強化するなど、さらに出産、子育て政策の拡充を真剣に取り組む姿勢を見せていけば、大きな市の魅力となるはずで、将来の可能性を含めてで結構ですので答弁をお願いいたします。

#### 5 青少年のスポーツ支援について

次に青少年のスポーツ支援についてです。この南魚沼市は四季それぞれにさまざまなスポーツを楽しめる最高の環境にあると考えております。少年野球をはじめ各種スポーツが

尊いボランティア活動に助けられ、盛んな地域と考えております。そんななかで小学校、中学校を含めて市外で練習試合、遠征などをする際に、父兄の負担が大きく要望が多い問題として選手たちの輸送手段の問題があります。

現在は父兄の知り合いなどから宿泊施設のバスなどを借りてきて、免許のある父兄が運転を行うなどしております。私が危惧するのはいつも同じ父兄に負担がかかり、万が一にも事故につながる恐れもあり、車両自体の整備または経費の負担について、大きな問題を抱えていると考えております。

この問題についてぜひ市所有のバスの利用ができるかどうかをお伺いいたします。一定の要件を満たした上で利用者負担の原則に則り、一定の料金を払って、運転手を含め派遣すること。市長の英断があれば可能だと考えております。また新潟国体に向けて今後、大型の大会などが南魚沼市で行われ、スポーツ合宿も盛んになると思われますので、スポーツの育成に熱心な行政姿勢というのは、PRにプラスになると考えますので答弁をお願いいたします。

#### 6 今泉博物館や学校施設の弾力的活用について

次にぜひと取り上げられております今泉博物館や学校施設の弾力的活用についてお伺いいたします。これらの施設については、教育的施設として分類され運営されております。当然、建てられる時の補助金の目的に沿って運営することはわかっておりますが、市民の協力なくして健全な運営はできないものと思っております。まず今泉博物館につきましては、塩沢から選出された議員の多くは今泉博物館の道の駅など公約に掲げており、何とでも活性化をお願いするものであります。この博物館の商用的な利用についての検討、どこまで可能なのかお尋ねするものであります。

また小学校の建物に関しましても父兄の要望の多い学童保育への利用。こちら難しいというお話ですが、どこまでが可能でどこまでができないのか。1つ1つの学校のことでなくて結構です。方針だけでも教えていただければと考えております。

また通告にはなかったのですが、今泉博物館に関連をして一つお聞きしたいことがございます。この博物館周辺の活性化についてですが、私は関越高速道の下り線、塩沢石打インターチェンジ兼サービスエリア、魚野川の河川整備を一体に考えたうえでぜひともハイウェイオアシス化に向けて研究を進めていただきたいと思います。ここは関東から高速道路を走ってくると、トンネルを抜けて始めてのサービスエリアであり大沢トンネルの利用で上越方面へアクセス拠点となります。

本来ハイウェイオアシスは自動車を高速道路から下ろさずに徒歩で地元交流施設などを利用するかたちですが、先進地といわれる小布施とは違い、塩沢石打サービスエリアは一度サービスエリアに入って観光情報などを手に入れば、もし時間も興味があればそのサービスエリアの信号を抜けて料金所に向かい一般道に降りられるという利点があります。ここから市内各地の観光施設を遊覧するような地域を目指していただきたいと思います。

ちなみにとても好例として群馬県藤岡市に「ららん藤岡」というハイウェイオアシスがございます。ここは信越方面より関東圏に帰る車をターゲットに、群馬県の産物を最大限PR

しております。関越高速道路はせっきくの交通網です。この高速道路の上を通過していく自動車、観光バスを見るとはがゆい思いがいたします。観光も重点産業として掲げている南魚沼市が、今一步踏み込んで利用策を模索し、外貨、市外からの観光的な売り上げを倍増させるような事業の一つの検討に着手していただくことを希望しております。この件につきましても検討の余地があるかないかについて質問申し上げます。以上で一般質問を終わります。

市長 宮田議員の質問にお答えをいたします。

#### 1 田畑周辺での除草剤使用について

1番の田畑周辺での除草剤使用についてでありますけれども、現在は農薬、除草剤使用についてはJA魚沼みなみ、JAしおざわを通じて農家を指導しているわけであります。農家にとってこの稲作、野菜育てるために、畦畔、農道の草刈、害虫の生息地をなくするということが非常に重要なことではありますけれども、大変な作業となっている。草刈と除草剤とを併用しているというのが現状だと思っております。農薬と同じ除草剤使用についても除草剤使用の注意を促してはありますし、使用する場所や使用回数、これは農家の自主性に任せているということではありますけれども、安全、安心な作物を作るということを念頭に指導しているので、過度の使用はないものというふうには考えておりますが、ちょっとわかりません。市内の獣医、動物病院の話をお聞きいたしましたら、毎年、春先に胃腸炎で下痢の犬が多くなりますけれども、除草剤使用が原因かどうかはちょっとわからないというところではあります。

また野ねずみの駆除もJAで指導しておりますが、駆除方法については野ねずみの穴のところに、リン化亜鉛系粒剤を入れて穴のところを塞いでおくということで指導していますので、それを犬や幼児が穴を掘って食べない限りは、これについては大丈夫だということではあります。飼い主ができる限り散歩する部分を、若干そういう心配があれば避けていただくとか、幼児はその場所で遊ばせないということが大事だと思いますけれども。動物病院の話では今まで調べてみましたら、この薬剤を今の駆除の薬剤でありますけれども食べたと思われる犬が何年かに1度あることがあるということではありますして、やっぱりたまには犬が穴を掘って、ねずみの駆除剤を食べてしまうということがまれにはあるようではあります。

こういうことも含めまして今後もJAを通じて農家を指導していただくということで、市として現在対応をどうすればよいのか。広報等でそういう呼びかけ程度はできますけれども、具体的なことはJAを通じて農家を指導していただく。あるいは一般の愛犬家の皆さんや、幼児連れのご両親あるいは家庭については、市の方で広報に時折そういう部分を載せるかという程度の対応しかできないような気がいたします。いずれにいたしましてもそういう事件、問題が起きないように、またJAともよく協議をさせていただきたいと思っております。

#### 2 ゴミ焼却場での排煙と焼却ゴミ減量のPRの必要性について

ゴミの焼却場での排煙とこのゴミ減量のPR、これは焼却場の排煙についてであります。これ煙ではありません。蒸気であります。それでたまに黒っぽく見えるということではありますけれども、これも外観といいいますか外の景色の状態によって黒くはならないと思っております。灰色っぽいちょっと黒味があったというそういう色にいわゆる蒸気があることがありますが、

これは夏場はほとんど出ていないと思われます。外気温度が低い今の季節ですとこう非常に蒸気が目立つということでもありますので、そういうことでもあります。

これをちょっと専門的なことでご説明を申し上げますが、この蒸気のもとには焼却炉ではなくて溶融炉であります。溶融炉で発生した熱分解ガスであります。このガス燃焼室で燃焼され、再燃焼室で二次空気を吸い込んで完全燃焼を図っております。そして再燃焼室から送られた排気ガスは、廃熱ボイラで熱回収をした後、減温塔で冷却をし、そして消石灰を加えて有害物質を触媒バグフィルタで除去している。その後、脱硝装置で窒素酸化物を除去してクリーンガスとして煙突より排気をされているという。この排気されるのが蒸気だということでありまして、当然、無害であります。

これはどこの施設でもこういうことがないということはまずあり得ないと思いますので、こういうごみの処理施設がある限り、なかなかなくすることはできないということですのでご理解を賜りたい。それから焼却場の構造であります。この溶融炉につきましては構造的にもう24時間、でき得れば365日という構造であります。ただ定期点検等がありますので、途中点検中に休むことがありますけれども、これは24時間連続運転の施設でありまして、焼却量が追いつかないとかそういうことではございません。もうそういう設計になっておりますので、24時間運転しているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

ディスポージャー。このことでもあります。でき得ればやはりゴミは減らしたいという思いに変わりはございませんし、この可燃ゴミいわゆる生ゴミ。可燃ゴミの中の約3割程度がこの生ゴミではないかというふうに推察しておりますがちょっとわかりません。だいたいそういうことだと思っております。これを減らすだけでも相当やはり処理施設の負担の軽減。軽減にもなりますし施設の延命化にもつながるということでもありますので、やはりこれは減量法を考えなければいけないということでもあります。

そこでこのディスポージャーということでもありますけれども、生ゴミがなくなるわけでありまますので高齢者世帯の冬場のステーションまでの搬出の軽減。あるいは女性も含めてやっぱり生ごみは重いわけですので、その搬出の軽減が図られる。ということでいろいろこうメーカー等もおいでをいただいておりますが、今の市の条例の中では、下水道の中に処理汚水として流すことは今のところできない、という条例になっております。

ただ他の市町村ではこれ直接やっているというところもありますし、国も国交省の方も相当検討を進めているようでもありますので、ある程度実験をやってみて、非常に効果があつてしかも処理施設に高負荷にならないという部分が確認をされましたら、ある程度こう取り組んでみたいと思っておりますけれども。今はその実験モデルについては、個別の合併浄化槽を設置して、それを市が管理しているという部分がございます。市町村合併処理なんとか事業とかというあれですね、厚労省の。そこの中の集落を1つぐらい選んで、最低でも10個ぐらいつけてみないとわかりませんので、そういう部分を選んで、その区民の皆さん方から協力していただいて実験をまずやってみようかというところまで今、駒が進んでおります。

この中で市の負担というのは一切考えておりませんけれども。と申しますのは例えば農集

という部分でやりますと、そのいわゆる処理区域全体に設置をしなければ、全くデータは得られないわけでありますので、それではちょっと無理がある。ということで個別の合併浄化槽についてちょっと実験をやってみようかというところまで参っております。これが上手く進みましたら、またその先を考えてみたいということを考えておりますのでよろしくお願いたします。

観光イベントこのゴミの減量であります。これは本当にイベントを主催する関係者も私もも含めて、十分やはり考えていかなきゃならないと思いますし、考えていただいているものだと思っております。「スローライフ、スローフード」ということの中で、12月9日に南魚沼地域振興局健康福祉環境部主催によります「広域魚沼地区ゴミ半減県民運動実践活動報告会」こういう長い名前ですが、このなかでもイベントゴミの減量についての話もされていたということでありまして、機会あるごとに啓発はされているものだというふうに思っております。

その塩沢、旧塩沢で「食とみどりの補助事業」で、お椀を1,200個でしょうか。それからお盆200枚を揃えて地元食材のPRイベントに使用しているということであります。もしイベント等で使用したい時は、商工観光課にお申し込みいただきたいわけですが、ただし県の先ほどの健康福祉環境部生活衛生課、旧保健所でありますけれども、この指導によりますと、特にイベントでの使用は、洗浄、消毒、乾燥これに十分注意をして不衛生にならないようにすること、これが許可条件であります。もし不衛生の部分があって食中毒が起きたとか、そういうことになりますと大変な問題になりますのでお気を付けいただきたいと思っております。

湯沢での秋のイベント用にP&Pというトレーを採用していますが、この容器の再利用をしていると。このP&P容器というのは、プラトレーの上にビニールのコーティングが施されて、使用後はそのコーティングだけを処分して、プラトレーはまたリサイクルするということだそうですが、これもまたある意味では一つの方法かなと思っております。

このイベントの際の減量、ゴミの減量これは本当に考えていかなければならないことでもありますけれども、すべて行政だけという部分ではありませんので、またおっしゃっていただいたように機会あるごとに啓蒙を図っていききたいと。そして市としてもやっぱりそのことを進めていきたいというふうに考えております。

### 3 魚沼産こしひかりブランドを高めるための庁内連携の提案

こしひかりブランドを高めるための庁内連携の提案であります。まず最初にひとつこのお米の1合ですか、この袋を作って名刺代わりというこれは、1農林課、商工観光課という問題ではなくて、庁内で私が地域完結型市政を進める上で、それぞれの提案をしてくださいということのなかから、これは総務課から提案がありましてそれを担当である農林課が実践をしたということであります。ですので担当がどこだということとはございません。市全体でこれを名刺代わりに使いながらそれぞれPRしていこうということで今、何個作ったか・・・(「400個です」の声あり)400個だけ当面作ってあります。どうぞ議会の皆さん方も、名刺

代わりに使えるというところがございましたら申し出ていただいて、自分で食べないでちゃんと配っていただければ差上げますので、どうぞひとつこの南魚沼のPRにお使いいただきたいと。

この観光客。これはやはりおっしゃったように外貨獲得、あるいは地域経済の振興には一番役立つわけでありますので、それらを十分認識をしながら活動していきたいと思っております。その「新米キャンペーン」と「らいす・ぬーぼー」であります。これはご承知のように「らいす・ぬーぼー」は浅草へ9月27日に行ってまいりました。塩沢さんとの合併直前でありました。塩沢さんのこの「新米キャンペーン」はいつやったのかちょっと私もわかりませんでしたけれども、こういうほぼ同じことだったんですね、やったことは。

ですのでこういうことをまた反省材料として統一した戦略を今後はとっていきたい。今年ちょっと残念でありましたけれども、議員ご提案のような生産者、JA、商工観光事業者、これらから組織された協議会を立ち上げて、食味や品質を確立した「ブランド米・南魚沼産こしひかり」これを活用した誘客活動を18年度産米の収穫に合わせて、統一戦略で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、またよろしくお願いたします。

#### 4 出産や子育て支援の拡充に関して

4番の出産子育て支援の拡充であります。これちょっと私は限界だからという意味で行政はある程度限界はありますが、行政だけで取り組んでいてもこの実効は上がらない。実効の実があがらないということをお願いしたいというふうに理解していただきたいと思っております。市民の皆さんも企業の皆さんも、そして行政も一緒になって取り組んでいかなければ、なかなかそういうことは普及していかないということにひとつご理解いただきたいと思っております。

そこで具体的に大和病院の役割としての不妊治療専門科の設置についてであります。市立病院のイメージアップや収支の改善に努めたいということも含めて、そういう建設的なご提案については感謝申し上げたいと思っております。この不妊治療ということをお願いする前に、市民病院の役割という部分をちょっと申し上げてみたいと思っております。一言で言えば市民の病院であるということではありますが、地域完結型市政を推進する一つの大きな柱だということ。そして役割はこの保健・医療・福祉、この連携による地域医療への提供や、緊急医療、予防活動、それから機能回復のためのリハビリとか、いろいろの部分をご多岐にわたってやっているということでもあります。

地域的な特性や現在の医療環境を考えますと、市立としての中核を担うこの大和病院については、やっぱり専門店ではなくてデパート店 デパート「店」ということはないですね

デパート方式、ある意味では何でも揃えられるという方向を目指さなければならないと。そうしませんとなかなか市民の広い要望に応えられないということだと思っておりますが、なかなかまだそこまでいたっていない。ご承知のように産婦人科がありませんし、小児科もなくなりました。内科も若干不足と医師不足でありまして、特に小児科につきましては、今、南魚沼の病院には常勤医が不在という大変な状況でありますので、これを一日も早く克服したいということでもあります。

さて、この不妊治療専門ということでありませけれども、大和病院の現場の方でも話題には上がっておるそうではありますが、まずその前のその前の出産子育てのための産婦人科、小児科の医師確保、充実に全力を挙げて対応していきたいということでもあります。

不妊治療につきましては、不妊治療費が非常に高額だと、負担が非常に大きいということもありますので今、子育て支援課長に18年度予算で、不妊治療費の助成を考えられないのか検討をして欲しいという指示を出しているところであります。どの程度の財源が必要になるのか。そういう皆さん方がどの程度いらっしゃるのかという、ここからちょっと調査しなきゃならないわけでありませ。子育て支援の中の一部として、出産を促すための不妊治療でありますので、これはやはりある程度取り組まなければならないかという思いではあります、今。

もう1つ宮田議員おっしゃっていただきました2.1人。それは本当におっしゃるとおりであります、その影にはやはり産みたたくても産まれないという皆さんがいらっしゃるわけありますので、その支援もやっていきたいということでございます。

#### 5 青少年のスポーツ支援について

青少年のスポーツ支援につきましては、後段は教育長がお答えいたしますが、この市所有のバス利用ができないかということでもあります。これは現状では六日町、塩沢地域での対応は共に、郡・中越等の地区予選を勝ち抜いて県大会に出場を果たした場合、市所有のバスを職員の運転手付で運行いたしております。大和地域では基準を持たずに、状況に応じてクラブの代表と協議を行う方式を取ってまいりました。また大和地域につきましては、中学校の部活動支援バスとして、公式大会は運転手付で市のバスを運行、練習試合についてはシルバー人材センターの運転手のもとに市のバスを貸出して対応しております。これで合併後、各地域の対応がまだばらばらでありますので、利用団体それから市、それぞれの負担区分の検討を行って、できる限り統一をしてそして地域のスポーツ活動への支援に取り組んでいきたいというふうに考えておりますのでまたよろしく願いいたします。

#### 6 今泉博物館や学校施設の弾力的活用について

今泉博物館の弾力的活用については、弾力的な活用を行ってきたいと思っておりますが、以前申し上げましたようにその相手もあるということ。それからハイウェイオアシスこれも含めまして、あの周辺をどう活性化できるのか、これを検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

後の学校施設等につきましては、教育長より答弁をさせますのでよろしく願いをいたします。

議 長 まもなく5時になりますけれども、宮田俊之君の質問が終わるまで時間延長いたします。

教 育 長 宮田議員にお答えをいたします。

#### 5 青少年のスポーツ支援について

青少年のスポーツ支援についてということにつきましては、市長からも答弁ありましたよ

うに、私どももできるだけ提案の方向で実現できるように調整を進めてみたいと、このように考えております。せっかく努力して練習を積んで上位の大会に出場できることになったのに、移動するバスがないというふうなことで、誠に指導していただいた皆様に対しても選手の皆さんに対しても申しわけないなと、このように思いながら聞いておりました。実現できる方向で提案の調整をしてみたいと、このように考えております。

## 6 今泉博物館や学校施設の弾力的活用について

それから今泉博物館や学校施設の弾力的運用についてであります。運営についてであります。それぞれ学校教育法ですとか博物館法ですとか、いろいろ法律等々に基づいて作られておる施設でありまして、目的外使用についてはいろいろ縛りを受けている、これはまぎれもない事実であります。しかしどちらにしましても学校の施設あるいは博物館という以前に、市民のものでなければならぬとこのように考えておりますので、それぞれ管理面でのいろいろ乗り越えなければならぬ課題はあろうかと思っておりますが、これらを1つひとつクリアしながら、市民の皆さんから有効に使っていただける方向を模索しなければならぬと、このように思っております。

ただ学校について申し上げますと、体育館の部分につきましては、これはもうずいぶん前から一般開放するように入り口も別個にできておりますし、校舎本体とはシャッター等で切り離せるような切り離すといいですか、行き来できなくできるそういう構造になっておりますので、体育館の方の使用については全く今は問題はないだろうと思っております。

ただ、校舎の方につきましては、例えば入り口をどこか開放しますと、校舎中どの部屋にも入れる。なおかつそれぞれの部屋に必ずしもすべて施錠できる状況でもない。こういうふうなことがありまして、あるいは昨日の質疑に対する答弁等でも申し上げましたように、その幸いなことに今、私どもの市内では学校への侵入というのは起きてないわけですが、そういうことにつながる危険もある程度考えられる、というふうなことも1つございませう。

そういうことでそれぞれの建物の構造、間取り、そこらも十分研究しながらこの研究するという言葉の裏には、提案のような内容が実現できるような方向で検討もしながら対応してまいりたいと、このように思っております。お話の中に学童保育のことも出てまいりました。旧六日町の五十沢地区においても今、そのような動きがありまして、ここでは何とか実現できるよう、先日役員の皆さんと学校を訪問して、この部屋でどうだろうか。例えば換気扇が必要かな、玄関もどうかと、こんなふうな話をしてまいったところであります。他の学校におきましても、実現できる方向で努力してみたいとこのように思っております。

ただ基本的にはそういう考えであります。どうしても校舎とのその間仕切り等々がどうしてもできない等の場合には、別のやり方、例えば他の教室に全部鍵をかけるとか、そういったようなこともまた出てくるかなとこんなふうに思いますが、それぞれの学校の内容に応じて検討をしてみたいと思っております。

それから今泉博物館であります。この施設につきましては博物館法に基づく教育施設とい

うふうなことから、おそらくいろいろな使用上の制約を受けてきたんだろうと、設けてあったんだろうと、こんなふうに想像するところであります。おそらくここに博物館を設置したそもそもの目的は、博物館が欲しかったというよりは、地域の活性化の核となる施設が欲しかったということではないかなと、こんなふうに私は想像するわけです。もしそうだったとすれば寄付者のご遺族のご意向ももちろん確認する必要があるとは思いますが、ご提案のような方向で研究していく必要があるだろうと、こんなふうに思います。またこの博物館の活用方法については、この後も議員さんの質問が控えておりますので、ここではできる限り最小限度でお答えさせていただきたいと思いますが、そんなふうに考えております。以上でございます。

宮田俊之君 丁寧にお答えいただきまして大変ありがとうございました。私の方も不勉強で大変申しわけなかったというふうに感じております。

## 2 ゴミ焼却場での排煙と焼却ゴミ減量のPRの必要性について

その中で1点だけなんですけども、先ほどのディスポージャーの中で、モデルといいますか少し試験をされるというふうにかがっております。できましたら他の行政で行っているところもございますので、その辺の資料を集めた上で少しでも早く、他の地域に先駆けて行っているということは、環境の問題でのPRにつながると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

## 6 今泉博物館や学校施設の弾力的活用について

今泉博物館等につきましては、今後塩沢からの議員さんが皆さんそれぞれ言われるようなので、以上で質問を終わりたいと思ひます。

### 市長 2 ゴミ焼却場での排煙と焼却ゴミ減量のPRの必要性について

このディスポージャーにつきましては極力早めに。ただ設置をしていただく方々のご了解を得なければなりませんので、ちょっと水道料が増えたり、そういう問題もあるようですが、それらも話し合いをしながらなるべく早く設置をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定をしました。

議長 明日の本会議は午前9時30分から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

(午後5時00分)